

# 委員会会議録

平成23年12月13・14・21日開催

建設水道常任委員会（付託）

## 建設水道常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成23年12月13日（火） 午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	細山田 為重 君
委員	徳田 和昭 君	委員	宮内 博 君
委員	蔵原 勇 君	委員	吉永 民治 君
委員	岡村 一二三 君	委員	厚地 覺 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員	前川原 正人 君	委員	仮屋 国治 君
----	----------	----	---------

- 5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	下拂 勉 君
都市整備課長	川東 千尋 君	霧島総合支所産業建設課長	寺田 浩二 君
建設政策課政策G長	田實 一幸 君	都市整備課都市計画G長	池之上 淳 君
陳述人	小濱 公志 君	陳述人	中村 満雄 君
陳述人	園田 義昭 君	陳述人	池田 昌光 君
参考人	鎌田 善政 君	参考人	秋窪 直哉 君
参考人	白石 修 君	参考人	後藤 辰美 君

- 6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

- 7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

陳情第2号 永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書

- 8 本委員会の概要は次のとおりである。

【開会 午前9時00分】

委員長 池田 綱雄 君

それでは定足数に達しておりますので、ただ今より建設水道常任委員会を開会します。

本日は12月6日の本会議で当委員会に付託されました4案件及び継続審査となっております1案件についての審査を行います。ここで委員の皆様にお謀りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づいて進めていきたいと思いますがご異議ありませんか。（「なし」という声あり。）ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。ここで暫く休憩します。現地調査後に再開します。

【休憩 午前9時01分】

【再開 午後2時00分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。陳情第2号永水地区水害について環境保全協定書に基づき協議を求める陳情書を議題といたします。陳述人の説明をお願いします。

陳述人 小濱 公志 君

1、県の森林整備課は本年6月の林地開発施工地点点検表で以下の指導を行いました。未完成調整池の早期完成の指導、堆積土砂の排土の指導、沈砂池の排土の指導、土砂流出防止の指導、排水施設の補修の指導、崩壊箇所の緑化の指導、2、9月20日の県議会本会議で内門環境林務部長は以下の事項を名言されました。主要防災施設である調整池は完成していない、土砂流出防止工事についても不完全である、林地開発許可条件が守られていないことから、さらなる指導を行う、3、12月2日の県議会本会議で内門環境林務部長は以下の事項を名言されました。これまで調整池の早期完成や土砂流出防止対策の徹底について指導してきたが調整池は未だ完成していない、降雨による侵食や土砂の流出も完全には防止出来ていない状況にある、特に調整池は防災上重要であることから事業者に対し、まずは計画容量を確保するために土砂の全面排除を平成24年5月末までに行うこと、調整池の早期完成に向けて必要な工事を早急に進めるよう11月28日付けで通知した、県としてはこれらの指導に基づく施工が確実に行われるようさらに指導を徹底する、工事を計画的に完成させるための具体的な施工計画を提出させる、これらの指導に対する事業者の対応状況を見た上で必要に応じて監督処分等の検討も行う。4、12月12日、鹿児島県議会で事業者へ通知した文書について審議が行われました。調整池の工事について、来年5月末を目途に詳細な調整池工事の施工計画の提出を求めることが含まれている。指導に従わない場合の監督処分とは森林法10条3項の「開発行為の中止を命じ、又は期間を定めて復旧に必要な行為をすべき旨を命ずることである」と答弁がありました。県はこれらの情報を霧島市と共有するための会議を持っているとも答弁がありました。さらに林地開発許可の取り消し、防災施設建設の代執行まで討論の対象となっています。これらの事実から鹿児島県は以下の認識を持っていることは明らかです。防災施設が不備であること、維持管理が不適切であること、県の指導に従っていないこと。この後の事業者の意見陳述の場で以下を確認いただけたら幸いです。1項、2項の指導を受けたかどうか、11月28日付けの通知文書を受け取ったかどうか、これらの指導を受け入れられるのか。この後の霧島市への質問で以下を確認願います。鹿児島県と実施している情報共有の会議とは何か、どのような情報を共有しているのか、11月28日、事業者へ渡された通知文の内容を認識しているか、鹿児島県がいう「調整池は未完成、維持管理も不適切」の見解を認識しているか。現在、森林伐採を伴う林地開発事業で事業者が鹿児島県の指導に従わない問題が2件あります。種子島西方の馬毛島開発案件と霧島市のゴルフ場開発案件でございます。いずれも県議会では林地開発許可取消を含めた議論がなされております。現地で大量の撤去土砂を確認いただきました。本来、水を溜め、洪水防止の重要な防災施設である調整池に、まだ大

量の土砂が残っております。調整池へ雨水を導く水路の破断箇所も多数ございます。昨年7月の時点での現地の防災施設の機能は著しく欠落していたとご認識いただけたものと思います。私たちが提出しました陳情書は3月議会、6月議会、9月議会で審査されましたが、結論を出していただけませんでした。その間、県議会では党派を超えた多数の議員さんがゴルフ場の防災施設の不備について、県の執行部に対し、質問をされました。この結果、県の執行部は事業者に対して、厳しい態度を取ることとなりました。県議の皆さまの意識は住民の生命、財産を脅かす事業者は許せないということであります。霧島市は2回に亘る三者協議、および過去の住民からの問いかけに対し、「防災施設の未完成、維持管理の不適切であったことを認めるが、防災施設の不備についての判断は、林地開発に関わる事項であり、鹿児島県が判断すべきである」という見解を述べております。霧島市は「協定書は県の土地利用対策要綱で締結するように定められており、それに従って締結したものであり、協定書に記載されている防災施設の不備について許認可権限は持っていない。従って、協定書について事業者との交渉はできない」とも言っております。鹿児島県は「霧島市が協定書違反の判断をしない限り動けない」と、いずれも責任のなすり合いをしているのが現状でございます。住民が被害を受けたことは事実でございます。住民は協定書が結ばれることから、ゴルフ場建設に同意いたしました。協定書に定められた事項を履行しない行政の態度は住民に対する裏切りを意味します。私たちは事業者に洪水のすべての責任があるとは言っておりません。しかしながら、調整池を含む防災施設は完成し、維持管理も適切であれば被害の拡大は防げたのではないかとの思いがございます。事業者は三者協議の場で責任の一端はあるとの発言はされております。私たちの陳情内容は「霧島市に対し、㈱キリシマとの補償交渉の開始を促してください」ということでございます。私たちの陳情書をどうぞご理解いただきご採択くださいますようお願い申し上げます。

陳述人 池田 昌光 君

鎌田さんは「維持管理は適正に行っていた」と主張されます。その根拠として、現地に管理者をおいて監視している。ところが、防災管理手順書、パトロール日誌記録、異常時の報告書は存在しませんでした。現地管理者の管理者の異常状態の判断基準を与えていないとの回答もありました。私たちの指摘により、この10月からパトロール実施記録簿を作成されたそうです。これらのことがらと現地の異様な状況から防災管理者のお努めは果たされていなかったことは明らかです。2回目の三者協議で鎌田さんもこの事実をお認めになり、管理者の交代をされました。霧島市、鹿児島県の定期パトロールを受けていた。現地で説明しましたとおり、霧島市職員は現地に赴いただけで何の問題指摘もしていません。始良・伊佐振興局職員の現地パトロールにも大きな問題がありました。参考資料2の2ページの林地開発施工地点検表は、昨年7月の洪水前と洪水後では全く異なった記述となっております。洪水前は管理は良好であると報告され、洪水後は問題を指摘し、指導を行っています。ゴルフ場の異常状態は昨年に始まったことでは

ありません。県の責任も追及されます。鎌田さんに行政視察の現地案内を問いかけました。結果、以下の回答がありました。行政パトロールは事業者が案内した、行政にどこを見たいかを聞き、言われたところを案内した、行政からは特別の指定場所はなかった、何もなかったということです。フェアウェイの案内はしていない。導水路の破断箇所も見せていないと、じゃあどこを見せたのかということだと思います。2番目、鎌田さんは洪水調整機能があったと主張されます。A調整池、鎌田さん主張「前方の土手を越えていないから調整能力はあった」、調整値の構造、機能をご存知無い発言です。雨水は排水塔の高さまで92センチのオリフィスの制限量のみ排水されます。排水塔の上に雨水が溜まりますと、排水塔の上から排出されます。前方堰堤の崩壊を防ぎます。前方土手の高さは貯水量には無関係です。貯水量が計画容量より、著しく少なかったことから洪水調整機能はなかったこととなります。B調整池、鎌田さん主張「ほとんど水は流れてこない」、証拠写真の前方土手の崩落をみますと、大量の雨水が流れ込んだことは明らかです。現地で説明しましたとおり、その上で前方堰堤が開放されていることから、調整機能はなかったとみるのが妥当です。資料のほうの最後に写真がございますので、また後ほど見ていただきたいと思います。D調整池、鎌田さん主張「土砂の堆積はなかった」、過去に土砂撤去をした実績が無いと鎌田さん自ら発言しています。ところが、前田市長を含めての視察で、奥のほうに窮めて大量の土砂体積がありました。7月3日の豪雨時、排水塔の上部に金網があれば排水がなされたという事象は起こらず、調整能力ゼロとはならなかったかもしれません。3番目、鎌田さんは国有林からの土砂が原因だと主張されます。鎌田さんは国有林からの土砂が大量に流れ込んだとの思い込みで、鹿児島県の森林署に出向き、土砂撤去費用の支払いを求めました。当然森林管理者は拒否しました。私たちも森林管理署に行き、説明を受け、係官に現地を案内してもらい、国有林の砂防ダムは正常に機能しているとの見解をいただきました。前委員会、3月9日、議事録16ページの鎌田さんは「これがA調整池というところですね。このA調整池も草が生えておりますので明らかに前から溜まっていた土ですね」と発言されています。一方では、国有林から土砂が流れ込んだと言い、一方では草が生えていたと矛盾の発言が多いです。4番目、鎌田さんは手籠川流入面積の661ヘクタールのうち、ゴルフ場は145ヘクタールで16.8%とわずかであると主張されます。雨水は下流へ流れます。調整値の設計には上流を流域面積として加えて設計しなければなりません。当然、国有林に降った雨も受け入れる設計です。従って、責任面積は16.8%という主張は誤りです。調整池を完成させず、維持管理を怠った責任逃れの弁です。5番目、霧島市は洪水の原因として、事業者に見解を聞き、それを霧島市の見解として私たちに伝えました。当事者に対して、あなたは責任はありますかとの問いかけに、手続きには疑問を感じます。適切な行政パトロールが行われていたことも明らかにしました。不適切な行政のパトロールが行われていたことも明らかにしました。住民無視の霧島市、業者よりの霧島市の対応であることから、市議会に陳情を出しております。全く責任がないと思います。

陳述人 中村 満雄 君

変わります。配布資料について説明させていただきます。注目すべき点、参考資料の1をちょっとご覧下さいますか。参考資料の1といいますのは、県議会の企画建設委員会の現地視察のときに鎌田さんが発言されたことです。2ページに記載していますが、後ほど細かく見ていただきたいんですが、過去2回、三者協議というのを行いまして、その都度「鎌田さん、あなたの発言はおかしいですね」と、私たちが質問しましたら、おかしいとお認めになったことを、またこの場でも発言されました。参考資料1の3ページをご覧下さい。ここで記載されていますことは、資金繰りが非常に厳しい、どこも融資してくれない、だからゴルフ場は完成させることはできない、主要防災施設である調整池も作らない、そもそもその防災施設を造らなかったのは、倒産した東亜工業の責任だ。実は東亜工業といいますのは、現地の施工業者です。この施工業者は、平成10年の12月に倒産しています。続きまして、開発協定書の工事完成保証人として名前を書いているが、鎌田建設がこれほどの工事の完成保証をできるわけがない。完成保証人というのを入れないと、開発協定を結べないから、番人みたいなかたちで名前だけ書いておけばいい、そういったことを現地で発言されました。このときに、一緒におられた方は県の企画部長とか、森林整備課長、地域政策課長です。その他、始良・伊佐振興局の局長さんもおいでになりました。その場でこのような発言をされました。続きまして、参考資料の2、ちょっと先ほど申し上げましたけれども、これは私たちが県議会議員さんにお渡ししました資料です。この中の2ページの表をちょっとご覧下さいますか。これは、始良伊佐振興局が鹿児島県の本庁へ報告しております林地開発施工地点検表の変遷です。年1回現地視察をした上で、本庁のほうへ報告されております。今年の7月を境としてがらっと内容が変わりました。先ほどと繰り返しになりますが、洪水前は良好であると、全然問題はないと、指導する内容もないとおっしゃってしながら、洪水の後に変わりますと、やはり問題はあると、B調整池は締切擁壁が出来ていないよねとか、ガリ侵食が多いとかそういったことを挙げられて指導されております。こういったことも県議会の方では、何でこんな急に態度が変わったのかということ、県の執行部は議員さんから問い詰められております。参考資料の3をご覧下さい。これは私たちが県議会議員の皆さまと霧島支所でいろいろ質問を受けまして、そのことに対して、私たちが答えた言葉です。これに関しましては、また後ほどご覧ください。非常に厳しい指摘がございました。続きまして、参考資料4、これは県議会の本義会における二牟礼という県議会議員さんが行われました代表質問です。この中で11月7日の視察、事業者の説明を元に質問が行われました。当初小濱さんが先ほど述べましたけれども、環境林務部長が以下の答弁をされましたということで、これまで調整池の早期完成や土砂流出防止対策の徹底について指導してきたが、調整池は未だ完成していない。降雨による侵食や土砂の流出も完全には防止出来ていない状況にある。特に調整池は防災上重要であることから事業者に対し、まずは計画容量を確保するために土砂の全面排除を平成24年5

月末までには行うこと、調整池の早期完成に向けて必要な工事を早急に進めるよう、11月28日付けで通知した。県としてはこれらの指導に基づく施工が確実に行われるよう、さらに指導を徹底する。工事を計画的に完成させるための具体的な施工計画を提出させる。これに関しましては、昨日の委員会で新聞報道でもありましたように、5月末を目途に細かな施工計画、ここで今施工計画といいますのは、例えばコンクリートのパネルをいつまで打って、生コンをいつまでに入れてとか、そういった非常に細かい施工計画を指します。それを来年の5月末までにとすることで、この審議が行われました委員会も継続審査となりました。理由は県の執行部が指導したことの内容をしっかりチェックしているか、事業が、県が指導した調整池工事がしっかり進んでいるとかそういったことを見届ける必要があるということで継続審査となっております。それから、これらの指導に対する事業者の対応をみた上で、必要に応じて監督処分等の検討も行う、これも先ほど述べましたが、監督処分とは何だということで、そういった問いかけに対して、県の執行部は森林法10条第3項であると、そういうふうに明確にお答えになりました。それから参考資料5です。これは旧霧島町とゴルフ場会社が締結しました開発協定書についての霧島市の見解です。これはつい最近ですが、霧島市から回答をいただきました。霧島市は先ほど申しましたが、鹿児島県と霧島市はお互い相手がそう言うてくれないから動けないとかそういった状態ですので、霧島市は事業者が開発協定書に違反しているとはいえないとしながら、私たちがいただきました個々の項目では違反を認識されております。霧島市に問いかけを行っていき事業者に問い合わせし、それを記載している事項があります。鎌田さん、この部分はどうか、そういったことを聞いた上で私たちに回答している部分があります。このような姿勢も大きな問題だと思います。参考資料6、建設水道常任委員会議事録です。この疑問としまして、昨年3月9日の建設水道常任委員会の議事録のうち、事業者の意見陳述をここに同封しております。2回にわたる三者協議で、事業者発言に疑わしい点があり、その項目にコメントしました。私たちがその事業者の発言を認識できたのは、3月9日の事業者の意見陳述のあと、その議事録が出ましてからその議事録を精査し、で、その議事録の疑問な点を事業者に対して問いかけし、事業者は私たちの主張はそうだとということをお認めになりました。これは霧島市行政も同席した上でのことです。参考資料6のところ、1ページ、2ページはその議事録のその表題ですが、それ以降12ページ以降、このようなふうなそれぞれの項目のところ、問題があるということになります。先ほど私どもの池田が、すみません、議事録の12ページのちょっと被せてしまってる、下の方にそのところに明らかに、皆さんがその正規の議事録をお持ちだと思いますけれども、その休憩直後のところに、鎌田さんは「A調整池の中には草が生えていたよということをおっしゃっています。だから、こういった点の矛盾、おかしいという点が指摘されないまま議事録として残っていることに関して、私たちは非常に疑問に思います。これがちゃんと認められたことになってしまいうんどうかという懸念がございます。参考資料7ですが、これ

は洪水直後、私たちが陳情していますのは、洪水が起こった昨年7月3日の時点の問題を指摘しています。それ以降、事業者は土砂の撤去とかいろいろなことをなさっていますけれども、その不十分さもありますが、7月3日はもっとひどかったよということを実した画像です。

委員長 池田 綱雄 君

これより陳情第2号について陳述人への質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 宮内 博 君

今日も現地を拝見させていただきまして、私何回か足を運んでいるんですけども、新しく問題点を知ることが出来る場所も今日のご案内をいただきました。それで私どもの今のこの建設水道委員会というのは、従前の建設水道委員会で、継続審査ということになっておりますことから調査をしているわけですが、今日も現地で小濱さんのほうからございましたけれども、本陳情書というのは、これまでの現地調査、それと三者協議、そして事業者への意見聴取、委員会での意見聴取等踏まえて、昨年7月3日の豪雨災害で一つの被害を及ぼす要因となったのがこの防災施設の不備であったという観点から、そこをきちんと検証していただいて、行政側に対していわゆる協定書の第9条にある、被害の及ぼしたであろうということが推計できる場合にも、それなりの保証するということを盛り込んであることから、それらの働きかけをぜひ議会としてもきちんとやってもらいたいと、そういう主旨のものであるということだという理解であるわけですが、それはその陳情書のところに環境保全協定書第9条に基づく被害交渉を行うよう、霧島市行政に対して指導していただくことを陳情すると、議会に対してですね。議会がきちんと行政側として対応しろということをやすべきではないかということをしつかりと議会の意思決定としてもうしそえるということを求めているということですよ。そのことに尽きると私は理解しているんですけども、確認のために。

陳述人 小濱 公志 君

おっしゃるように私どもはこの災害が起きた原因をとにかく防災施設、水が、大雨が降ったことは間違いございません。この調整池、おもに調整池ですね、調整池で調整が、排水が調整されていたなら、もっと緩やかに水は流れていただろうということ念頭においております。それと現実的に3つの調整池がいずれも完成していないという状態があるわけです。こういうことをふまえて今おっしゃることに、もちろんそのとおりであるというふうにお答えいたします。

陳述人 中村 満雄 君

霧島市に対して補償交渉してくださいお願いしますということをお願いをした時に、霧島市は事業者に対して、あそこの永水洪水は何かと、何が原因かとかそういうことを書類提出を求めて、その書類を私たちに回答として渡しました。ということは霧島市の見解ではなくて事業者の見解を私たちに伝えてきてると。で、その資料は事業者が作った資料でした。だから事業者が作った資料そのものを私たちに渡して、事業者の責

任は問えないという発言で、あ、これでは霧島市は動いてくれないと。それなれば議会  
にお願ひしようという背景がございます。

委員 宮内 博 君

それで、現地を見ますとですね、いわゆるその昨年の7月3日以前の、私も画像を持  
っておりますけれども、調整池などの状況というのはおっしゃてるとおり土砂が大量に  
堆積をしてですね、雑草が繁茂して、まだ現在でもA調整池では木が生えてるとい  
う、こんな状況にあるわけですから、当然そのところはその現状でも認識ができると、私  
なんかは土木の素人ですけれども、そういう立場から見ましてもですね、認識できるわ  
けです。それで、これまで事前の建設水道委員会で事業者が完全に調整機能は、完全に  
その災害を防止できる機能を維持していたんだということを言ってる。しかし現実には  
沢山の土砂が堆積して、雑草が繁茂しているという状況があるにもかかわらず、そうい  
うことを言っているということで先ほど中村さんのほうからもですね、議事録の12ペ  
ージのところを具体的にそういう形でおっしゃいましたけれども、何点かあるんですよ  
ね、事実とその違うことを委員会で言ってる。調整池の問題等ありましたがあと導水路  
の関係、崩壊をそのまま放置している問題でありますとかいうことなども、いくつかあ  
るんですけども特徴的な点をあと2、3点ご紹介いただけませんか。

陳述人 小濱 公志 君

決定的なものといひましても、私どもが主張しているのは要するに調整池の未完成と  
いうこと、昨年の7月よりもう1年以上経ってもまだ完成していないという事実がある  
わけです。そういう中でございましたけれども、平成8年、9年あたりも大雨が降るた  
びに用水路の中に土砂が流れ込んで被害を被っていたということを行政の方にも問い  
かけて、行政から指導されていてもそれを改めていないという結果が昨年の洪水を引き  
起こせたということにつながっていると思います。まず業者の言われることは、どの場  
所であっても一貫性がまったくございません。信用性がまったくございません。そう  
いう部分で本当に私どもも戸惑う部分もございます。そういうことを強く申し上げておき  
たいと思います。ただ答えになっているかどうかわかりませんが、やはり調整池  
の完成というのは何にましても林地開発許可の先行設置、まったく許可条件にあるとい  
うことを誰が見ても理解できると思います。そういう状況でありながら今まで放置して  
きた行政も当該市町村の霧島市も県も大きな責任があるということを認識いたしてお  
ります。

陳述人 中村 満雄 君

事業者は今日も紹介しましたけれども、私たちが指摘した、先ほどそのD調整池の水  
が溜まってる画像とかそういったのがありましたが、あれが何で溜まったのとか、そう  
いったことに対して素人の私たちが指摘して初めてあれを付けた。霧島市行政も鹿児島  
県行政もそこを指摘していない、なんでだろうと。事業者のほうは私たちが指摘したか  
ら付けたんだ、これはもう三者協議で明解におっしゃってます。そのことと、事業者は

地元住民には迷惑をかけていないってことをお手元の議事録の中にもあるはずですが。ところが地元住民は迷惑を被っていると申し上げているにもかかわらずです。その辺の意識のズレということに非常に違和感を感じていることは事実です。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。

陳述人 中村 満雄 君

お手元の方に今朝の南日本新聞のその記事をコピーしたものをお渡ししていますが、このことにつきましてちょっと詳細に、詳細と言いますか当然県議会のほうの議事録も後ほど入手できると思いますが、そのことで私も傍聴に行きましたのでちょっとご報告しておきますと、ここに記載されていることは当たり前ですがすべて事実です。さらに隠れてますことがありまして、例えばこれらのその行政指導を守らなかった場合どうするのか、で、守らなかった場合はここでその森林法に基づく監督処分を検討するってなってますが、さらに処分を検討した結果、事業者が資金繰りがつかない、お金がないということをおっしゃってますので、それなら事業者が調整池等の防災工事をつくらなかったとき、どうするのってことが議員さんからの問いかけがありました。それに対して県の執行部は、ごめんなさい、議員さんのほうからそれは代執行とかそういったことを視野に入れるのかってことの質問がありました。その時に代執行を促すのは霧島市なのか鹿児島県なのか国なのかって問いかけもありました。その時に森林整備課長はそれは鹿児島県である、当然視野に入れているってことでした。さらに追加で森林法に何条か分かりませんが、ちょっと忘れましたが、50万円相当の罰金刑ってのがありました。それも視野に入れると。その時どうするのって言いますと、当然刑事告発も考えるってことを森林整備課長は発言されています。そのようなことが昨日の鹿児島県の企画建設委員会で議論されました。

委員 吉永 民治 君

1つだけお尋ねしておきたいのですが、結局ここに第9条に基づく補償交渉を行うように委員会でも促したらどうだということを陳情書としては申し述べておられますよね。現在、去年の災害以来、国あるいは県、そして霧島市が取り組み、すでにその工事等、被害を受けたところについてはかなり復旧工事が進んでおりますね。皆さま方が補償というふうにおっしゃっていますけど、具体的にどのようにお考えになっているのか、その辺が一つの考え方としてあるんですか。そこをお尋ねしておきたいと思います。

陳述人 小濱 公志 君

金額として私どもは補償をしてくださいという金額のという意味ではございません。損害額として直接の損害が田んぼの米の損害ですね、640万相当です。642万6,000円ですね、あと水路関係、それから農道関係、堤防、河川の手籠川の堤防ですね、その関係が1億4,000万というふうに伺っております。開発協定書の9条によりますと要するに行政と事業者の間でその補償額、そういうものを交渉しなさいというふうに規定され

ておりますので、ただ損害額としてつかんでおく必要があるということを以前の建設水道委員会でご指摘がありましたのでつかんでいるところでございます。

陳述人 中村 満雄 君

細かに報告させていただきますと、河川の修理とかそういったのが総計1億4,265万1,000円です。その負担割合は国が激甚災害ということで1億1,526万8,000円、県が2,564万4,000円、霧島市が141万5,000円、で、地元の農家がこれも負担がありまして32万4,000円です。

委員 吉永 民治 君

ということは今工事等も含めて1億4,000万あるいは米の損害640万、そして地元負担分が32万でしたか、この総額について、例えば霧島市とあるいは事業者でその損害額を負担しろという具体的にはお考えになっているわけですね。この内容からいきますと。

陳述人 中村 満雄 君

具体的農家の直接被害は643万3,000円って数字が出ていますが、これの全てとは言いません。そのことと、ただし私たちがですね、もしその補償が、例えばこの中の2割なり3割なりが補償が受けられたとしたらばですね、それは付随的に国とか市とか県が負担した分も同じようなことを考えるべきではないかと思っています。それをどうされるかは行政のほうでお考えになることであろうとは思いますが、ということを申し添えておきます。

委員 吉永 民治 君

その負担の内容については、国県あるいは事業者の負担の内容についてはまた今後協議がなされるべきところでしょうけれども、一応皆さま方としてはこの総額を要するに損害賠償額として考えて補償しなさいということ、事業者である(株)キリシマでしたか、それと霧島市、管理責任が履行されていなかったと、あるいは県もそうですけれども含めてですね、ということですよ。このことは一応承っておきます。三者協議の中でこういった話は出なかったんですか。

陳述人 中村 満雄 君

2回における三者協議の後段のところ、ああごめんなさい、会議に入る前に、実は傍聴者とかマスコミさんに入っていたらいいんですが、その時に南田副市長さんが、とりあえず傍聴というのは認めましょうねと。ただし具体的な損害額の算定言いますか、そういった交渉になった時は退席してもらおうという形で考えているんですが、いかがでしょうとか、そういったお話がありました。そのこととお手元の資料の中にも触れていますが、当初まったく責任がないとおっしゃってた鎌田さんも、ごめんなさい、事業者さんも最近はまだ責任がないとは言っていないと、最初からそういったことは言っていないというふうに最近発言が変化してきました。

委員 吉永 民治 君

質疑ではないんですけれども、我々も現状を見まして、確かにこの事業者の責任といえますか調整池の管理責任を問われても仕方がないという部分もありますよね。そしてさらに綿密な調査とかそういったものをまた事業者の意見も聞かないとならないわけですけれども、今日は大半が皆さま方の説明で終わっていますので、事業者さんはほとんど口を開いておりませんので、確認はさせていただきたいと思います。またその補償等については、これは県のほうのまた協議とかどういうふうになっていくのか、これも我々としても見ていかなければならない立場にもありますよね。そういうことを含めて早急な、できるだけ早い結論は出したいところなんでしょう。また皆さま方それを望んでおられるでしょうけれども、時間的には少し余裕をいただきたいと個人的に思いますので、その辺はご理解いただければと思います。

委員長 池田 綱雄 君

中村陳述人にお尋ねいたしますが、先ほどの吉永委員からの質問は災害復旧の1億4,000万、災害復旧にかかったもう既に終わっている分ですね。この分もそういう補償金額に含めるのかという質問だったと思うんですが、それに対して、それについての明解な答えではなくて、米の補償642万6,000円といわれたけれども、今度は643万いくらと、ちょっと変わったのですけれども、どちらが正しいか分かりませんが、そこ辺について災害復旧のそこもこの補償に入るのかということについての明解な答えがなかったように思うんですが、そこをもう一回お願いします。

陳述人 中村 満雄 君

損害額は米の未収穫俵数ということで919俵、金額が643万3,000円ということで記録があります。それから実際の河川の修復費用とかそういったものにつきましては、当然その、仮に私たちが例えばあそこの被害が、例えば交通事故のそういった過失責任とかそういったのと同じだと思うです。仮に2割とかそういうふうになった時、3割になった時に、それは私たちが要求してますその643万なにかの、その2割、3割になるかもしれませんが、その補償があったとしたならば、あとは霧島市とか鹿児島県、国は当然同じことを考えないといけないのではないかとこのように思いますということ。だからそれをされるか否かというのはまた行政が、もしくは議会がそういったことをすべきだとかご判断なさるんだと思うんですが、そのように思います。

委員 岡村 一二三 君

陳情書の陳情事項はこうなっていますね、あの環境保全協定書第9条に基づく補償交渉を行うよう霧島市の行政に対して指導していただきたいというのが陳情の事項ですよ、本旨ですよ。だからあと今おっしゃった具体的なその米の未収穫分とか工事費とか、農地の農家が出した保証金とか、それは2の次の話ですよ。そう理解していいですか。要は陳情者が陳情されていらっしゃるのは先ほども言いました、協定書の第9条に基づく補償交渉を市がやっていただきたいと。それを議会として話をしろと指導してくれというのが陳情の趣旨事項ですよ。そのことだけ確認をさせていただきたいと

思います。あえてここで先ほどからお金がいくら、これは次の段階ですので、私そう理解しているのですが、それでよろしいんですかね。

陳述人 小濱 公志 君

そのとおりでございます。前建設水道委員会の意見陳述の段階で、損害額はいくらぐらいあるんですかということをご指摘いただきましたので、その時点で私たちも掴んでいませんでしたので、早急に農家の聞き取り等を行いまして、出した数字でございます。それとさっき中村のほうから申しあげましたように、その1億4,200万の公共工事による復旧工事ですね、これも当然国民の県民の税金から支払われているだろうということで、当然それに準じて配分負担そういうものを考えてくださるであろうということを念頭に申し上げたわけでございます。

陳述人 中村 満雄 君

先ほどの1億四千なにがしっていう金額は、これは、この数字は霧島支所の建設課からいただいた資料です。そのような資料がございます。前回の建設水道委員会で農家の方は共済を掛けてるんじゃないのというご質問がありました。それはそうです。例えば私たちが交通災害をかけてるのと一緒ですね、相手方が加害者の車が任意保険掛けていなかったらどうなるのとか、自己防衛のためにそういったのを掛けているのは事実です。ただし共済掛け金で支払われますのは全額ではございません。それとだから、逆に言いますとその共済掛け金貰っているんだから損害額を減らしたらいいんじゃないのとかそういったニュアンスの質問が前回の時にありました。それは枠外であるというふうに私たちは思ってます。

委員 厚地 覺 君

その共済金額は私が発言したことであって、その中で共済金額はいくらもらっておられますかと、あくまでも補償に対する金額を聞いただけで、別にあれがあって質問したわけではございませんので、その点をご了解いただきたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。「なし」と言う声あり) ないようなので、これで質疑を終わります。暫時休憩します。

【休憩 午後3時00分】

【休憩 午後3時20分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き、陳情第2号、永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書を議題といたします。参考人の説明をお願いします。

参考人 鎌田 善政 君

本日は市議会建設水道常任委員会の皆さま方には、昨年7月3日発生の梅雨前線豪雨による災害につきまして、ご説明の機会を与えていただきまして衷心より厚くお礼を申

し上げます。昨年7月3日未明の梅雨前線豪雨は、霧島町付近で午前1時から2時の1時間に88mm、4時から5時の1時間に126mmで、総雨量は7月2日の午後8時から7月3日午前7時までの12時間で406mmと予想をはるかに超えた豪雨で、未曾有の大災害が発生しました。この災害についてはコンサルタント会社に委託して雨量解析を行った結果、今般の手籠川における洪水は、ゴルフ場に起因するものではなく、未曾有の豪雨が原因であると考えております。(仮称)霧島国際カントリークラブ145ヘクタールのゴルフ場造成工事につきましては、平成5年3月に林地開発の許可をいただき、同時期に旧霧島町と環境保全協定を結び、平成6年7月に本着工いたしました。その後、経済状況の急変により平成8年5月に工事をやむを得ず中断いたしました。その後は現在に至るまで職員1名を常駐させ、ゴルフ場内の点検見回り等、調整池の維持管理に努めてまいりました。さらに毎年、県森林整備課、地域政策課土地対策係、市におけるパトロールが実施され、行政の指導を受けながら誠心誠意ゴルフ場の維持管理に努めてきているところであります。以上でございます。

参考人 白石 修 君

まず資料の1ページのほうから説明させていただきます。これは先ほど社長が言いましたように、コンサルの方に依頼して当時の雨の解析をしております。その中で2番目ですね、降雨波形についてというところでございますけれども、この平成22年7月2日から3日の豪雨のことを書いておりますけれども、日雨量トータル406mmということで鹿児島気象台から公開されている今までの資料に基づきますと、1,300年に1回と推定されるような豪雨でありましたということを書いてあります。次に3番目、流出計算について、これは調整池がない場合と調整池がある場合、またある場合は堆砂した状態、砂がたまった状態ですね。現況というふうに表記してはおりますけれども、この状態、それから完成した状態、2タイプ、合計3タイプで計算を行っております。そして調整池の計算の条件としましては、これに書いてありますようにD調整池が貯留高は堆砂残高の60%、それからA調整池が堆砂残高の60%、それから面積としては完成面積の20%しかとっておりません。それからB調整池、これにつきましては堰堤部の擁壁が一部完成してはおりませんでしたので、そこを考慮して計算を行っておりますので、貯留量を低い状態で見積ったとして検証しております。それから横断図についてと書いてあります。それが5ページのところに書いてあります。平成橋付近の、これはずっとゴルフ場を降りていって平成橋というところがあるんですけども、そのところで横断を書きまして、これに書いてありますように、一番上に調整池が無い場合と調整池がある場合の現況とありますけれども、かなりの豪雨でほとんど計算上は一緒ということが出ております。それから、その下に調整池がある場合、これは完成した場合の線を入れてありますけれども、この差が8センチということ。だから非常に豪雨で、もう8センチしか調整池が完成していても変わらなかったということ。戻りまして4番の流出量の計算結果ということなんですけれども、今言いましたように調整池は貯水ダム

と異なり、下流域への流出量をため込むのではなく、時間差による流出抑制で、オリフィスからは継続して放流されております。また計画規模としましては、一応調整池の設定基準ですね、これは30年に1回の降雨確率ですね、降雨量の確率で、これ以上の雨が降りますと、余水吐きから放流されることを前提として計画しておりますということ添えております。以上からしまして、5番目の考察でございますけれども、今般の手籠川における洪水は、ゴルフ場の調整池に起因するものではなく、観測史上未曾有の豪雨が原因であるということが示されます。3ページは、7月2日から3日にかけての雨の状況をグラフにしております。4ページも一緒ですね。これはずっと累計で出しております、10分単位の降雨量ですね。5ページが今先ほど言いました。6ページが、これが先ほどから出ておりますけれども、手籠川の流域図、ゴルフ場におけるこの手籠川に関連する流域を表しております。これは真ん中の黄緑のところはゴルフ場の区域でございます。約145ヘクタール、全体の16.8%でございます。そしてこの全体が863.3ヘクタールですね。これを100%としますとゴルフ場が16.8%、それから国有林が6.5%、その他としまして661万9,000㎡ですね、そういうふうになっています。それから次の写真はこれはA調整池に流れてくる部分の国有林の当時の状況を撮っております。これは砂防ダムですね、だからもちろん調整池ではなくて、砂がたまったらすぐ全部流れてきます。だから上のはうが11箇所ほど山が決壊してしまっていて、次の8、9ページにありますとおり、このように山がかなり崩壊して土砂等が流れてきております。ただ現在は国の方も種まきをしていただいて、大分普及をしております。次の10ページがA調整池の図面と写真ですけども、図面のところに沈砂池と書いてあります、これがもちろんA調整池の中にあるんですけども、これは上のはうのクラブハウスのところを最初に見ていただいたのですけれども、あの付近の区域から流れてきます。約8ホールほどありますから、かなり広い面積でございます。これがこのパイプを伝わって流れてきますので、ここでいったん砂だまりを作って、ここで管理はしておりました。だからこの沈砂池に砂がたまった段階で上げて、この調整池の中の縦こうのほうにできるだけ行かないような管理をしておりました。それから11ページでございますけれども、この下のはうがクラブハウス周りの堅樋ですね。下の2枚の写真がクラブハウスの上の付近の排水を取って、写真では一番上になりますけれども、この1,500の放流管ですね、ここに下りてきます。そしてこの上から2番目のA調整池仮沈砂池ですね、ここにたまるという形になっております。次の12ページを見ていただきます。これがA調整池から堰堤を下って、下の木佐貫川に行ったところでございますけれども、ここが崩壊しております。これは残地森林のところなんですけれども、岩盤の上に乗っているシラスが崩壊しているところでございます。それから13ページでございますけれども、B調整池の状況ですね、豪雨の時はこの一番上の写真の緑になっているのり面の部分が崩壊しました。そして調整池の中に土砂がたまったような状況でありました。それから下の竹山の写真は、これを何でつけたかということは、調整池のこの崩壊度がこの竹山までは

いっておりませんよということで、一応私どもとしてみておりますので、この写真をつけさせていただきました。それから次の14ページですけれども、この写真の一番上、集中豪雨がある前の写真で、6月15日に先ほど説明してありましたとおり、ちょっとその前に水が溜まりまして、そして6月15日に水を抜き終わりました。それから再び豪雨がありして、たまったような状況でございます。この下は、D調整池の平面図でございますけれども、調整塔からオーバーフローした洪水吐けから下りた水は、ボックスカルバートを通して1,000のヒューム管を通して下の手籠川へ合流しております。この15ページの写真は、このD調整池から下りてきたところと、それから手籠川の合流点でございます。それから16ページでございますけれども、D調整池との合流点より上流のほうですね、ここで検証しました。この赤い線があるところが水位でございます。非常に豪雨のときに流れてきていたということが分かります。それから17ページのほうですけれども、先ほどグランドキャニオンと言われましたところでございますけれども、現地を見ていただいたとおりでございます。そして現場でも説明しましたけれども、防災樋がございまして、下の方に流れるといたしますか、こういうルートで流れておりまして、そしてこの下の地下にあります管渠800を伝わって、D調整池に流れるというふうに構造はなっています。それから18ページでございますけれども、平成11年から管理している主なことをずっと作ったのですけれども、A調整池の土砂上げ、これを11年度、12年度、13年、それから、この15年とかこの間はあまりたまらなくて、16年度に実施しております。16年、17年、18年、19年、それから21年と、大体継続して状況見ながらですけれども、大体梅雨場前に土砂撤去を行っております。また県のパトロール等も森林整備課、それから土地対策室によるパトロール、それから市の関係部署からのパトロールも受けております。以上でございます。

委員長 池田 綱雄 君

それでは、これより陳情第2号について、参考人への質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 岡村 一二三 君

質疑の前に少し、株式会社キリシマさんの方にお尋ねしておきたいんですが。本日は環境保全協定書。これの第9条に基づく陳情書の関係で、参考人ということでお越しをいただいているということをご存知ですよ。従って株式会社キリシマ代表取締役、鎌田社長はそれぞれの会社の代表ですので、理解できるところであります。先程、鎌田建設職員の白石というお話しもいただきました。であとお二方が同席されていらっしゃるのです、それぞれの参考人として出席いただいている同席者の氏名、職名のご照会をお願いしたいと思います。

参考人 秋窪 直哉 君

鎌田建設副社長の秋窪です。

参考人 後藤 辰美 君

鹿児島県農畜産研究公社の後藤でございます。

参考人 後藤 辰美 君

今のところ、鎌田建設の後藤でございます。

委員 岡村 一二三 君

冒頭に言ったように、参考人としては私、株式会社キリシマの関係で見えてらっしゃると思ったものですから、あえて職名とご氏名をお願いしたところです。まず質疑の一点は、B 調整地、一番大きな調整池だろうと思うんですが、A でした。A 調整池横の、横を市道が走っている訳なんです、土砂を除去された作業日はお分かりですか。

参考人 白石 修 君

このお手元の資料の 19 ページに書いてありますけど、10 月の 28 日から 11 月の 16 日まで土砂上げをしております。

委員 岡村 一二三 君

私のお尋ねしたいのは、市道市野々線のことなんです。私、こう言っていると思うんです。A 調整池の横の市道の土砂、除去作業日はいつだったのかと、私、沈砂地の話でなくて、横の市道がありますよね、市道の杉が落ちてきたじゃないですか。あれ市道ですよ。あの土砂除去日はいつだったのか。ということをまずお尋ねしているところです。

参考人 白石 修 君

はっきりした日付を、というのは今はわからないんですけど、確か豪雨がありまして、7 月 5 日以降にしましたので、確か 7 月の 6 日、7 日ぐらいじゃないかなと思っております。

委員 岡村 一二三 君

確かな日にちがほしい訳ですので、後でもいいですので、この委員会が終わってからもいいですので、何月何日から、何月何日まで作業をしたというのをお知らせください。お願いしておきたいと思います。よろしいですか。

委員 岡村 一二三 君

次にですね、今朝ほど現地調査で集合したところは駐車場用地だろうと思うんですが、今朝集まったところ、車を止めて。その前の方に排水塔が、コンクリートで作った排水塔が傾いたのがありましたよね。その件について社長に、傾いていた関係であれば排水塔ですか、機能しているんですかとお尋ねしたところ、いや機能していない、横の方に流末処理の関係をしているというような説明もあったと、記憶しているんですが、傾いたやつ、機能していないと説明を受けたような気がするんですが、それが機能しなくなったのはいつなのか。その件をお尋ねしておきたい。

参考人 白石 修 君

はっきりした日付というのはちょっと分からないですけども。あの排水塔というのは雨水排水のゴルフ場のコースに係る雨水排水の弁でございます。あれはもう機能し

てないんですけど、あの下の排水は機能しておりますので、それから伝わってパイプ等に水が流れるようになっております。今、升があったあの付近のところは壊れているということです。

委員 岡村 一二三 君

雨水排水のための排水塔だったと、いうふうに関こえたんですが、只ですね、今日現地に行った時にAかBかどの部分から持ち上げられたかは分かれませんが、流末を上の方にたくさん積み上げてあったですよ。左側の奥のほうに、積み上げてありましたよね、土砂が。どちらから持ってこられたか私分かりませんが、でそういった物が積み上げてある関係上、やっぱりこの排水塔も活用されるべきじゃないかと思ったものから、質疑をさせて貰っているんですが。結局別にあるということなんですけれど、今後、この排水塔は復旧する見込みはもっていらっしゃらないのか、復旧するとすればいつ復旧させられるのか。2点ほど併せてお願いします。

参考人 白石 修 君

あの排水升は、ゴルフ場のコースを造成する時に使う升でございまして、今のところはすぐ使うということは考えておりません。防災的な排水管については、今のところで完備しておりますので、そのままということで考えております。

委員 宮内 博 君

何点かお聞きをしておきたいというふうに思いますけれども。先ほどご説明をいただきました、それで鎌田社長の方からは、稀にみる豪雨であったと、ゴルフ場に起因する災害ではないということでおっしゃいました。そういうおっしゃり方というのは、随分前から同じように言われてらっしゃるんですけれど、私ども、今日も現地を見させていただいたところです。それで特に容量の大きいA調整池は、いまだ本来の調整機能を担保できる容量を確保できるような整備がされておられません。それで要所要所に、導水管なども破断をいたしまして、本来であればコース内に溜まった水を、いわゆる調整池に導くという機能が当然整備されているべきところも、至る所で寸断をしているという状況になっています。実際きさぬき川のほうも、私も一緒に歩いて見ましたけれど、A調整池からかなりの水がきさぬき川を通じて、手籠川のほうに流れているということも、当然確認をできた訳です。それで現時点でも、これまでも三者協議を2回あって、それぞれ問題点も指摘もされているわけでありまして、現在でも全くそのゴルフ場の調整機能がきちんとしていても、今回の災害は同じように起きたという認識でいらっしゃるんですか。

参考人 鎌田 善政 君

私共、再三申し上げているとおりですね、100%責任がないということは申し上げてないわけでありまして、一部については私共の不備の点があったということは認めているところであります。

委員 宮内 博 君

その不備の割合がいかほどだったのかと、ということが議論の対象となってくるのではないかというふうに思うんですけれども、そんなふうに思っただけであれば、冒頭ですね、そういう説明をするべきじゃないのかなというふうに思うんですよね。私から言われなくても。ですから当初から説明をされる姿勢が、ゴルフ場に起因するものがないというふうにおっしゃっているものですから、あえて申し上げたんですけれども。やはりこれまでの一定の経過がある訳ですので、そこのところは経過を踏まえたうえできちんと申し上げていただきたいということは、これは要請をしておきたいというふうに思いますが。同時にいくつかですね確認をしておきたいというふうに思いますが。これまで県議会でも防災施設の不備の件については、かなり議論をされております。この間どういう指摘を受けていらっしゃいますか。

参考人 白石 修 君

最近では23年11月の28日に、調整池が未完成であるということですね、24年5月末までに土砂の全面排除を行って下さい。それから調整池の早期完成に向けて、必要な工事を早急に進めてくださいということで、指示を受けております。その完成させる調整池としまして、A調整池、B調整池、D調整池であります。

委員 宮内 博 君

昨日も県議会では議論がなされて、法律に基づく監督処分も検討の対象とするというふうにおっしゃっているようでありまして、実際この土砂の全面排除と早期に完成というのは、きちんと事業者のほうで行うということをお約束できますか。

参考人 鎌田 善政 君

県議会の先生方の視察でも申し上げた訳ですけれども、この株式会社キリシマというのは、今のところ社員もいないわけでありまして、私共としては鎌田建設のほうで、今管理をしている訳ですけれども。こういう不況の時代でありますので、この沈砂地を早急に完成するというのはなかなか難しいところがあるというふうに申し上げているところでありまして。迷惑はかけないように、できるだけ土砂の排出とか、そういうのはやってまいりたいと考えておるところであります。

委員 宮内 博 君

それは県がそういうふうにしても、実際には諸事情からできないとおっしゃっているのですか。

参考人 鎌田 善政 君

そうであります。今のところ沈砂地を県の指示どおり完成するとなりますと、莫大な金がかかるわけでありまして、今の段階で指示どおりの完成というのはなかなか難しいということで、迷惑は及ばせない範囲内では何とかやっていきたいと思っておるところであります。

委員 宮内 博 君

実際、調整機能が本来の面積に降る雨を調整できる機能として、少なくとも求められ

ている調整池は作りなさいということは法律の求めるところであって、開発行為の最優先して、整備をすることが義務付けられているものですよね。それが出来ないということで、そのまま監督行政庁もお認めになるというふうに思っらっしゃるんですか。

参考人 鎌田 善政 君

そのようには全然思っていない訳ですけども。現実的にはなかなかできない状態あるというふうに考えているところでもあります。それと 13 ページにありますとおりですね、まだゴルフ場というのは、造成も全部終わっている訳ではございませんで、この B 調整池だけを 1 つ例にとっても、5.2 ヘクタール開発しなければいけない訳ですけど、まだ、今のところ 60% の開発に留まっているということですね、まだまだ実際ゴルフ場を作るとなると、大変な金銭的にも、また工事的にも大変な状況が待ち受けているということで、今の私共の状況においてはなかなか完成いたすということが無理な状態でもあります。

委員 吉永 民治 君

この地図でご説明願いたいんですけども、この上流川、新治山ダム、7 ページの写真ですね、砂防ダムだと思うんですが、これはどの位置になる訳です。

参考人 鎌田 善政 君

6 ページの写真でいきますと、黄緑に塗った上の方に国有林 46 万 3,900 ㎡というのがあります。その場所をさしておりまして、その水はそのまま、A 調整池に入るようになっておるところであります。堰堤の場所は、この黄緑のところからちょっと上がったところがございます。

委員 吉永 民治 君

黄緑でこの国有林がずっと伸びている訳ですけども。図で指し示していただくと、例えば民有林と書いてありますね。

参考人 鎌田 善政 君

(場所の説明)

委員 岡村 一二三 君

この今いただいた資料の 13 ページのこの B 調整池、これは今日、現地調査で最後に見たところだろうと思うんですが、あそこで現場を見させてもらいました。堰堤が、下の方に堰堤が下の方に打ってあったんですが、今回新たにコンクリートで真直ぐ堰堤が直されておりましたよね。でそれ以前は、現地で陳情者から写真の上で説明を受けたんですが、今回、あの堰堤を作り直された理由はなんだったんですか。

参考人 白石 修 君

前、ゴルフ場の造成を中断した時に、あの部分だけ擁壁が終わっておりませんでした。そして、その時にはすぐコンクリートを打って、一応、あの高さまで作っておけば、ロータレベルよりは上なので水がはけると思っらりました。したら、今回の集中豪雨で、上の法面が崩壊して土砂が流れてきて、一部、水がオーバーフローして、オーバーフロ

一しても、その次の段階でボックスカルバートに飲み込むようになっておりましたので、そのオーバーフローした水はそこで飲み込んでいる訳なんですけれども、我々もすぐ応急的に擁壁を立ち上げて、規定の高さに上げたということでございまして、これは集中豪雨の後 11 月頃だと思えますけれども完成しております。

委員 岡村 一二三 君

そうしますと最初はしっかりとした堰堤は必要はなかったから、低いもので真ん中だけを作っておきましたよというふうに分かるですね。現地での説明とか状況を考えた時に、今、堰堤が作ってある、新たに 11 月頃設置された堰堤は真四角になっていますので理解できるんですが、それ以前に打たれた部分については低かった関係で、水がオーバーフローして、そこを流れ出して道路を飛び越えて竹やぶを押えていたという説明もあったようなんですが、それでよかったんでしょうかね最初は。何故かといいますと、この 13 ページの一番、U 型側溝、堰堤ですよ、四角になっている堰堤、そこに沈砂地ですので、水とかそういったものが溜まった時に、吐き出し口ですよ、それはまだ高くなっていますよね。高いわけなんですよね、今も、ポンプで汲み出した後もありましてけど、そうした時に最初から今の高さを設置しておかないといけなかったんじゃないかと思うんですが、先ほどの説明でよろしいんですか。沈砂地として。

参考人 白石 修 君

確かに今いわれましたように、用壁に高さというのは洪水ばけよりは、未完成の部分は低くなっておりました。それで今回の集中豪雨で、一部オーバーしたのはありますけれども、その竹山までいったということは我々は認識しておりません。その前の道路の手前の段階で飲み口がございますので、その飲み口で全部抜けておるとしております。

委員 岡村 一二三 君

あと一件お尋ねしておきますが、この A 調整池のところを見させてもらったときに、私、質疑をさせてもらったんですが、養豚場関係で現地調査した時に、調整池内という説明でしたので、調整池内ということで言葉を使わせてもらいますが、小屋があったんですがそれについて、誰が持ってきたわからないという説明もあったんですが、誰が持ってきたか、調整池内にもってきたか、わからないようなそんな管理をされていたんですかね。管理人も使っていますよという説明ですので、どうなんですか管理人がいろんな被害状況とか、管理人が見て回る訳ですよ。ゴルフ場内の状況、そして報告をされるわけですよ。そっこのほうからも連絡がなかったんですか。長く経っている建物でしたよ。調整池内に誰が置いたかわからない小屋があるという、管理人からの報告はなかったんですか。

参考人 白石 修 君

先ほどは社長が誰か分からないということだったんですけれども、現場のほうからは一応報告は受けております。それを置いたということでは、私も詳細は分からないけ

ど、一時置かしてくれということで、そんなに影響はないかなと思って、そのときは判断して、自分のところの中で一応放置いたしておりました。

参考人 鎌田 善政 君

今私もおいてあるというのは分からなかったですけど、後で見て置いてあったから誰が置いてかわからないということではないということで、撤去して捨てろということで、うちの会社で撤去処分したと聞いておるところであります。

委員 岡村 一二三 君

ちょっと今白石さんと鎌田社長の話は分からないんですが、白石さんの方は置かしてくれということでしたということなんですけれども、置かしてくれということであれば、相手が分かっているわけなんですよ。社長の方は誰が置いたかわからないと、もうちょっとまとめた話をいただきたいんですが、置かしてくれということであれば相手が分かっていますよね。

委員長 池田 綱雄 君

しばらく休憩します。

【休憩 午後4時05分】

【休憩 午後4時08分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員 岡村 一二三 君

先ほどの市野々線の道路工事の日と、今の質問の分は後ほど文書回答をいただきたいと思えます。

参考人 白石 修 君

先ほどの小屋の件ですけど、ちょっと私も随分前の話で、ちょっと記憶があいまいでこの件は訂正させていただきます。ちょっとはつきり覚えておりません。

委員長 池田 綱雄 君

訂正じゃなくて、どこが置いたのか後で文書で貰いたいということです。

委員 岡村 一二三 君

あわせて撤去日まで。設置されたのがいつからで、撤去したのがいつであったのか。うちの会社で撤去しましたということでしたので、撤去日はいつだったのかですね。一緒に文書でいただきたいと思えます。次に三者協議がありましたよね、三者協議の中で前任の当委員会なんですけど、23年3月9日の建設水道常任委員会で、株式会社キリシマさんいわゆる鎌田社長さんなんですけど、委員会で違う発言をしていると、そして三者協議の席で訂正をしますと、委員会で発言したことを訂正をしますということを言われたと記憶してるんですが、その訂正すると言われた記憶がありますか。

参考人 鎌田 善政 君

ちょっとどの部分か、ちょっと記憶にないわけですけど。

委員 岡村 一二三 君

3者協議の中で、建設水道常任委員会に参考人として呼ばれた時、意見陳述をしましてよと、その中で違った発言をしていると、虚偽の発言をしているんじゃないかと、言う指摘を受けて、その分については委員会で訂正をしますと、おっしゃったというふうに記憶しているんですね、私2回ほど傍聴していますので、訂正する発言はどこであったのか、その建設水道常任委員会で訂正発言をされたのか。そのことをお尋ねしておきます。

参考人 鎌田 善政 君

ちょっと記憶に乏しいですので、それは調べてからご返答させていただきます。

委員長 池田 綱雄 君

後ほど文書で回答をお願いします。

委員 宮内 博 君

先ほどの冒頭の私の質問に対して鎌田社長のほうから、ゴルフ場のこの防災機能等の未整備が災害の一因ではあったというふうに思うということで回答なさった訳でありますけれども、主にどういう点がそのような原因になったというふうにお考えですか。

参考人 鎌田 善政 君

沈砂池の不備で災害が起きたんじゃないだろうか、ということでご指摘もありましたので、私共もコンサル会社に委託しました。それでこの雨量の場合に実際、調整池が100%完成した場合と、完成してない場合の違いというのを提示していただきたいということで調べていただきました。その結果が調整池が完成しておっても、調整池がなかった場合でも水の量というのは、ほとんど変わらないような豪雨だったということが提示されましたので、100%私共が原因で災害が起こったのではないと、いくらかは私共の原因があるけれども、100%ではないというふうに思っているということを申し上げたところであります。

委員 宮内 博 君

100%責任があると、いうふうに住民の側もおっしゃてない訳ですよ。とにかく交通事故などに例えて、どれくらいの過失割合があったのかということできちんと検証して、いわゆる協定書の第9条の3項に基づく補償をしっかりとやるべきではないか、ということを住民の側も求めていると、そこのところは共通の認識がたつことが出来ますよね。

参考人 鎌田 善政 君

これがなかなか私どもも、いろいろ調べたですけど、そこにいくらの責任があるというのは、なかなか難しいことでありまして。私共、ゴルフ場の上で16ページに書いてあるとおりですね、この3メートルくらいの広い範囲内でも、水が増しておったというのが明確に分っておりますので、今日までずっと15年間管理をしながらやってきた中で、今回のようなことはよく理解ができないところでありまして、私共が何%原因があ

るというのが今のところよく分からないところであります。

委員 宮内 博 君

確認ですけど、全面的にはなくて一部にはゴルフ場に起因する、そういうことで被害を及ぼしたというところまでは、共通の認識があるわけですね、住民の側もそうじゃないかとおっしゃっている。社長の方もそれはそうでしょうというふうに考えているということで、共通の認識に立つこと出来るわけでしょう。

参考人 鎌田 善政 君

おっしゃるとおりであります。

委員 宮内 博 君

それですね、実際どの程度なのかというところの判断はなかなか難しいということでもありますけれども。先ほど御社のほうで配布をされました資料の2ページのところに、社長が先ほどおっしゃった調整池がある場合と、ない場合の推移の関係で余り差がなかったということですね、平成橋の下のところの分析結果も示していただいているところなんですけれども、しかし事実関係としていくつか調整機能が不備だったという点は、後々の写真や現場に堆積した土砂などで当然確認ができた訳ですよ。そこのところは、そういわれればそうだとご認識されるわけでしょう。

参考人 鎌田 善政 君

おっしゃるとおり、そのところは私共が絶対問題がないということは考えておらないところであります。

委員 宮内 博 君

この提出されております今回の陳情書に提出をされております、陳情の最も主眼とするところは環境保全協定書第9条に基づいて、補償交渉を行うということを霧島市、当然県のほうも絡んでくると思えますけれども、と進めていただきたいということを陳情されている訳ですよ。社長としては、当然、自らの側にも過失があったということであれば、行政側がそのような対応をすべきではないかということで要請があった場合には、それに応ずる準備はあるというふうに理解してよろしいですか。

参考人 鎌田 善政 君

そういうことになれば、こちらも対応は致したいと思っております。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。「なし」という声あり。以上で質疑を終わります。ここでしばらく休憩します

【休憩 午後4時20分】

【休憩 午後4時30分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。引き続き陳情第2号、永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書を議題といたします。執行部の見解の説明をお願い

いたします。

建設部長 篠原 明博 君

陳情 2 号永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書について、これまでの対応等について、述べさせていただきます。環境保全協定書につきましては、「旧霧島町」と「株式会社キリシマ」が交わしたゴルフ場建設及びリゾート施設の設置の関する立地協定書であり、その第 9 条において、「事業の施工またはゴルフ場及び関連施設に起因する災害が発生した場合は、被害者または関係者と誠意を持って協議し、相当の賠償をするとともに直ちに災害復旧を図るものとする。」となっております。そのため、昨年 7 月 3 日に発生した梅雨前線豪雨による被害について、手籠川流域の 6 水利組合から、環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書が平成 23 年 3 月議会に陳情第 2 号として提出されたところであります。今回の豪雨は、災害時の霧島総合支所に設置された雨量計で、時間最大雨量が 126mm で、過去最大雨量となっており、また、午前 0 時から 6 時までの雨量も 324 mm で、稀に見る集中豪雨であり、河川氾濫は手籠川だけでなく、市内の狩川や郡田川、尾谷川も氾濫し、隣接の曾於市や都城市の一部地域でも、河川が氾濫し大きな被害が出ております。このようなことから、今回の洪水原因は、稀にみる集中豪雨による自然災害によるものと考えられ、「市が環境保全協定に基づき、(株)キリシマに対し損害賠償の補償を要求することは難しい。」と回答したところであります。その後、昨年 12 月 21 日の霧島地区の一日移動市長室の面談において、水利組合から地域住民、事業者及び市で、話し合いの場を設けてほしいとの要望があったことから、本年 4 月 26 日と 10 月 3 日に 3 者協議を行ったところであります。この 3 者協議の中では、5 月 6 日にゴルフ場の現地調査も行い、調整池などの防災施設やコースの侵食状況、A 調整池放流先の沢沿いの林地崩壊部分などの現状調査も行っております。その会議においては、水利組合からは、ゴルフ場造成地の調整池等の防災施設が未完成であったこと、開発地全体の管理不足が手籠川氾濫の一因と推測されるので、早急に補償交渉を行うことや、一刻も早く調整池などの防災施設を完成させるよう要求されております。一方、事業者からは、現状の防災施設に不備があることは認めておられますが、ゴルフ場造成地からの出水が手籠川氾濫に与えた影響については、専門業者に調査を依頼され、災害当日の降雨状況等を基に、出水状況を考察した結果、洪水はゴルフ場の調整池に起因するのではなく、観測史上未曾有の豪雨が原因であると主張されております。また、林地開発許可については、県の森林整備課は、ゴルフ場造成地の林地開発許可条件である主要防災施設が未完了であることから、これまで調整池の早期完成と土砂流出対策の強化などを指導してきているとともに、本年 11 月 28 日付けで、事業者に対して、調整池の計画容量を確保するために、平成 24 年 5 月末までに土砂排除を行うことと、調整池の早期完成に向けて、必要な工事を早急に進めるよう行政指導しております。このことについては、市と県では、防災施設の早期完成のために、定期的に情報交換を行ないながら協調した対応が必要であると考えており、市でも、本年 11

月 28 日付けで事業者に対し、主要防災施設は県の指導に従い、早急に完成させるよう指導したところであります。

委員長 池田 綱雄 君

委員長 池田 綱雄 君

これより陳情第 2 号について執行部への質疑に入ります。質疑はありませんか。

委員 岡村 一二三 君

今ですね建設部長の口述をいただきましたが、今回市と県では防災施設の早期完成のために定期的に云々という話をされていますよね、一番最後の後段のほうで。これまでの経緯がどうであったかというのをまずお尋ねしますが、合併して本庁方式をとられているわけなんですよ。なるほど霧島の総合支所には建設課長はいらっしゃいますよ。だけれども、霧島地区の関係であっても、本庁の土木部長の決済がないと全てできないわけなんですよ。だから、これまで土木部長がこの土木関係に関しては全実権を握っていらっしゃったと思うんですが、そうでなかったのか、そうであったのか。まずその点から。

建設部長 篠原 明博 君

開発行為等、土地利用協議等に伴いますいろいろな決済、あるいは指導等につきましては、昨年までにつきましては、部長級である総合支所庁がいらっしゃいました関係で総合支所の中で決済をし、またこの案件については旧霧島町からの継続の事案ということでございましたので、今年の 3 月まではそういった総合支所である程度決済をしてきた経緯がございました。

委員 岡村 一二三 君

あのですね、いろんな分野から私まとめてお話をさせてもらいましたけれども、本庁が実権を握ってきているわけなんですよ。で、このゴルフ場の協定書の関係が今回陳情書に出てきたんですが、この関係も合併して霧島市長は当然把握していたと、従って土木部長も把握していたと思うんですが、そうじゃなかったんですか。

建設部長 篠原 明博 君

合併前に、例えば旧霧島町でそういった開発サイドの土地利用協議につきましては、企画部サイドでそういった土地利用協議というものを進めてこられた経緯がございします。そういった経緯をずっとされて、新たに 17 年に合併をした時点でそういった総合的な開発行為については、一括して建設部のほうで対応するという事で変わったわけですが、そういった経緯の中で昨年までは霧島の総合支所単位でそういったいろんな事案については対応し、その都度私どものほうに協議をしていただいたというふうに考えております。

委員 岡村 一二三 君

あの、土木部長はお二方を控えに持っていらっしゃいますよね。何を言うかということ都市整備課長がいらっしゃる、そして政策課長を持っていらっしゃるわけだから、あえ

て自分だけの責任とは言わなくてもいいわけですよ。だから、私が何でこれを言うかという、一つの例をあげて見ましょうか、先般10月26日付で市民から公文書の開示請求を求められておりますよ。永水の市道の関係で。記憶がありますよね。で、市長宛に市民は開示請求をされていらっしゃるんだが、そして回答書は、こうなっていますよ。口頭での協議を行い文書は作成していなかったためという文書回答ですよ、市長からの。当然土木部長が決済をもらわれて市民に文書回答をされたと思います。ただこの関係については、担当課長がもう三者協議でも私の判断でやりましたと言っていらっしゃる関係上、これはもう絶対合わないんですよ。この公文書開示の回答書と。市長が回答してるわけなんですから、口頭でしましたよという文面から見ると、霧島の総合支所の建設課長が私の判断でやりました、今でも正しかったと思ってるのと三者協議ではおっしゃってる関係からですよ。決算審査でもお尋ねしましたけど、書いたもんがないとどうしようもないじゃないのという話もしましたけど、結局公文書開示では口頭での協議を行ったという回答されてますよ。口頭で協議を行われた相手は誰だったんですか。市長だったんですか、部長だったんですか。結局本庁から住民へは回答書が行ってると思う観点から、その辺をひとつだけお聞かせいただきたい。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

そこで回答しております口頭で協議をしたという相手というのは、事業者でありますキリシマさんと霧島総合支所の産業建設課長の私と協議をしたという意味でありまして、本庁と支所とが協議をしたという意味ではないということでございます。

委員 岡村 一二三 君

そうするとこの回答書も明確にならないわけなんです、住民の側とすると。市長宛に開示請求していらっしゃるわけだから、口頭で執行部は第3項を適用するかしないかを協議をしないといけないわけですよ、内部で。部長を含めて。で、いわゆる業者さんとおっしゃるからどっちの業者か分かりませんが、(株)キリシマなのか窪田工務店でしたかね、実際発注をされたのは。そっちと協議をされたのか、全然分からないじゃないですか。住民が開示請求をした関係から。された住民は。先の話に帰りますが、覚書の第3項を適用するということを決めるのは市長なんですよ。そうじゃないですか。もしくは部長を通じて。だからこれは不適切だと思って疑問をしてるんですが、私の考え方は間違ってますか部長。もうこっちの課長はいいですから、部長が最高責任者ですので、この席では。

建設部長 篠原 明博 君

今課長のほうが話をいたしました、今経緯を振り返ってみますと、昨年の災害が起きた後、その覚書に伴います協議を総合支所内の総合支所長、課長と事業者でされております。その覚書について総合支所の中での判断として、そういった先ほど言いました、その事業をどちらがするかというものを含めて総合支所で判断をされておりますので、私どもとしては、例えばその災害とか道路維持とかそういったものの今までの経緯から

すると、総合支所で判断され、そういった方針を出されて現場は動いているというふう  
に考えております。当時そういった総合支所の判断したものについては、私のほうにど  
ちらで云々というその決済は見ておりません。あくまでもそれは総合支所の中で判断さ  
れたものと認識をいたしているところです。

委員 岡村 一二三 君

はい分かりました。私はあくまでも本庁方式が走っていると思う観点からこれをしま  
したので、総合支所は総合支所で支所長と協議をしてやれというのはまたおかしい話だ  
ろうと思います。決済はあくまでも部長まで来ると思いますので、いろんな支出関係、  
予算関係ですね。あとですね一点だけ求めておきたい。この業者さんに指示をされたと  
いうことですので、業者さんがこの作業を実施した日はいつであったのか、記憶があれ  
ば、なければ後で委員長あて文書で作業日時をいただきたいと思います。

霧島総合支所産業建設課長 寺田 浩二 君

今いわれました日時については手元に資料を持ってきておりませんので、後ほど調べ  
てお答えしたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

後ほど提出をお願いいたします。

委員 岡村 一二三 君

もう一点、この観測史上未曾有の豪雨が原因であると業者は主張されておりますと、  
まあいうことなんですが、先ほど業者さんのほうは、宮内委員の質疑に対してですね、  
100%私どもが責任がないとは思っていないという話もされていますので、三者協議で  
もそうだったと思うんですが、部長どうでしたかね、今部長の口述を聞いておりますと、  
三者協議とは大分違ってきてるんじゃないかと思うんですが、そのことを。

建設部長 篠原 明博 君

先ほどの口述書の中で、現状の防災施設に不備があることは認めていらっしゃるとい  
うことございまして、そういったものをふまえて三者協議の中で今後協議をしましょ  
うということでスタンスは変わっておりません。

委員 宮内 博 君

この間ですね、陳情書が出されてから相当時間も経過しているわけです。それで、幾  
度となく現地調査も足を運んだと思います。私共も運びました。また今ありましたよう  
に三者協議という場も設けられましたし、住民との直接対話の機会というのもあったわ  
けですね。それで業者は観測史上まれに見る豪雨であったということを主張している  
ということだけに先ほどの口述では留まっているわけですがけれども、いわゆる執行部のほ  
うの認識もここからストップしてるんですか。凍りついてるんですかここから。この間  
様々現地を見たりですね、調整池の不備が実際に確認をされたり、あるいは導水管など  
の破断がいたるところに見受けられたり、ガリ侵食という大変な規模の土砂が流れ落ち  
たであろうというような現場を見たりというようなことをやってるにもかかわらず、執

行部のほうの認識というのは業者がこういうふうに言ってるから、そのとおりだろうという認識なんですか。

建設部長 篠原 明博 君

私どももこの三者協議を進めるにあたっては、現地を一緒に事業者、水利組合の方と見て、いろんところでそういった不備もあるというようなことが分かりましたので、そういったものを含めて今後その調整池がどういう形のもので、どのくらいの瑕疵があったのかということを含めて今後進めるというのは三者協議でございます。私どものこの環境保全協定の第9条に基づくその補償についての協議をということでございまして、そういったものを私どもが現地を見て、どのくらいそういった今回の災害に起因推定するかということについては、度々お話をいたしておりますけれども、私どももそういった不備というのを、あるいはキリシマさんも最初の段階からしますとそういったものは一部はそういった不備もあったということを含めて認めていってやるわけでございますので、今後そういったお互いの話の中で、そういった災害、あるいは災害がどれくらい起因し、それがどれくらいの影響があったということを含めて、今後はその三者協議の中で進めるというのは我々も考えておりますので、そういった方向で今後も進めてまいりたいと考えております。

委員 宮内 博 君

先ほど業者にもおいでいただいて、そういった不備がいたるところで要所で指摘をされてるということについては、当然現実にはそうなってるわけですから、認めざるを得ないわけですね。それで業者としても100%我々の側に否はないという姿勢ではないということは共通認識に立つことができますよねということを確認しましたら、そのとおりですと。であればいくらのこの過失があったかというのは今後の協議の中で当然詰めて交渉していく中で、いかほどの補償交渉になるのかというのは、これから先の問題ではあるけれども、補償交渉を執行部のほう、行政側がやりましょうということで取り組んだときに、どういう対応をなされますかということを含めて率直にお聞きをしたんですけども、社長のほうからですね、補償交渉に応じる準備はあるというふうには明快に回答なさいました。そこで、この陳情書の内容というのはですよ、行政側としてしっかり補償交渉ができるようにですね、しなさいよということを含めて、議会からそのことを執行部のほうにきちんと指導をすべきではないかというのが陳情書の根幹ですよ。そこで伺いますけれども、業者側もそういうふうには言ってるということを含めてありますから、であれば行政側としてもこの陳情書にあるとおりにですね、その協定書の第9条に明記をされているですね、環境保全協定書第9条の3項に明記をされている調査の結果、災害の原因がゴルフ場に起因するものと推定される場合には、過失の有無にかかわらず被害補償その他の適切な措置を講ずるものということになってますから、この協定書に基づいてしっかり補償交渉に応じなさいということを含めて求めますか。お聞きしときます。

建設部長 篠原 明博 君

最初のこういった稀に見る豪雨であり、今回のこの手籠川の氾濫がゴルフ場の災害現場に起因するというのが、なかなかその部分的にどのくらい云々云々というのがなかなか難しいという判断をして私どもはこの災害復旧については、国の災害をお願いをして国庫負担法により進めてきたわけでございます。そういった中で、例えば、現地調査あるいは三者協議の中でそういった稀に見る豪雨で、そういった災害はこの稀に見る豪雨に起因するものだとしたことにして、やはり通常の維持管理あるいはそういった調整池がどのくらい機能云々というものにつきましては、まだなかなかそこまで限定ができないということで今までずっと協議をしてきたわけでございますので、私どもはこの環境保全協定の第9条に基づきまして、そういった事業者あるいは水利組合の方々が、こういった諸々で想定されるものがあるよねと、調整池の不備はこういうものに起因するところが若干あるよねということの、お互いの意見をおっしゃっていただければ、私どものほうで調整する場合は当然設けないといけない、例えばそういう市民の立場に立って、そういう実情があるわけでございますので、市としてはそういうものを何とか話が進めるように、そういう場を設けて三者協議を今後も続けていくというのは考えております。

委員 宮内 博 君

いや三者協議ではなくて、その補償交渉ですよ。補償交渉に応じる用意はあると言ってるんです業者は。あると言ってるんですよ。だから、あるのであれば住民側もそのことを求めているわけで、行政としてそれに求めに応じて補償交渉のテーブルについてくださいということで、きちんと申し入れをする必要があるんじゃないですかと、その決意がございませうかと聞いてるんですよ。

建設部長 篠原 明博 君

先ほど申し上げましたように、例えば事業者もそういうふうに応じる考えがあるというふうにおっしゃるのでありましたら、例えば事業者と水利組合さんのほうで、そういった中身の議論をしていただかないことには、行政としてそこに補償の概要の中身はいくら云々というものが算定はなかなか難しいわけでございますので、事業者と水利組合さんのお互いのそういったご意見、あるいは見解というものを十分今後出し合っていたいて、その中で私どもも市だけではなかなか難しい調整池の機能もありますので、県の林地開発等の指導の中身をお聞きしながら、適正に判断すべき問題だというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

やるのかやらないのかということ聞いてるんですよ。適正に判断するというのはどう適正に判断するのかというのは、聞きようによってですよ、まったくこの分からない話ですよ。その補償交渉のテーブルにつくというふうに業者が言ってるわけですから、つくんだったらそこにきちんと行政側も入ってですね、協議をしましょうという立場に立ちますかと。立つか立たないかということをお互いに明確におっしゃっていただけませんか。

委員長 池田 綱雄 君

暫時休憩します。

【休憩 午後4時55分】

【休憩 午後5時10分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。

建設部長 篠原 明博 君

今キリシマさんと水利組合と行政が入りまして三者協議というものを2回いたしております。その中でもいろんな意見が出ており、今私どもの中ではそういった環境保全協定書に基づく、霧島市が災害の補償の協議に速やかにすぐ動くような体制に、あるいはそういう協議がまだ整っていないというようなことで今考えております。先ほども申し上げましたように、環境保全協定によりますゴルフ場が起因してこういった災害が起きた場合は、補償交渉に応じるという環境保全協定書でございますので、最終的には事業者がそういった形で補償交渉に臨むというお話もありますならば、そこら辺は今進めております三者協議の中で詳しく、こういった形のもので実際補償の中身が検討できるのかという、まずそういったところを精査してから、ある程度方向性で見えてこない今の段階ですぐ、この保全協定の第9条に基づく補償の協議に入るというのは、非常にまだ不安定な要素があり難しいと考えておりますので、私どもも全然その補償交渉をしませんというわけではございませんので、そういったいろいろな条件を整理をさせていただいて、その中で三者協議という場がございますので、いろいろな意見をまとめて正式にそういう場になりました、そういう補償の場が設けられればと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

委員 吉永 民治 君

確認させていただきたいのですが、その確認事項というのはですね、林地開発許可基準に基づいて、その防災施設を先に整備して、なおかつ工事をする段階において土砂流出を防ぐ段取りをきちんとしながら建設、要するに開発行為を進めていくというのが段階的な順序だと私は考えているんですけども、県のほうで林地開発許可基準を出しながら、その未完成の調整池等を、いわば指導不十分でそのまま十数年も放置されていたということについてはどういうふうにお考えなのか、そしてまた、私が間違っているかもしれませんが、その防災施設等は開発しながら並行してやっていくのか、そのあたりを部長に確認させていただきたいと思います。

建設部長 篠原 明博 君

今回のゴルフ場の開発に伴いましては、ご存じのとおり私どもの方の開発協定に伴う環境保全協定等を結びましてそういった調整池等の先行というものをうたっているわけでございます。そうした中で、例えば今までの経緯からいたしますと、この土地利用協議に伴います個別法の林地開発に伴って許可申請、あるいは県からの許可をいただい

て進めていらっしゃるわけでございまして、本当なら私どもこの林地開発というのは市の中で連携して進むべきものだというふうに考えていたわけでございますが、今までの経緯からいたしますと、市が土地利用協議の環境保全協定等を結んでおりましたけれども、個別法による林地開発等につきましては、県が直接いろいろな調整池等の指導とか勧告等もされている経緯がございました。やはり開発をするにあたりましては、主要施設の先行の整備というのがうたわれているわけでございますので、やはりそういったものを林地開発上できちんと整備をされて指導されたものについて、市も同じような形で事業者のほうにお願いすべき案件ではあるかというふうに考えております。

委員 吉永 民治 君

ということは、県のほうも市のほうもこの調整池、今日も現地を見てきましたけれども、管理十分とは言えませんよね。未完成の部分もあるでしょうし、また土砂があれだけ堆積しておりますと、本当に調整機能があるかどうかというのは大きな疑問を感じる現状ですよ。そしてまた確かに雨水云々、先ほども説明がありましたように時間降雨量 126 mmとか今までにない降雨量であったわけですが、ただ許可基準というのは時間雨量 75 mmで許可されていますよね。そのあたりは本当に県としては十分であったのかというのを、県のほうもその基準見直し、あるいは反省すべき点が多々あると私は思うんです。管理上においてもですね。その指導も十分とは言えなかったというふうに私は思っているんです。だからその事後審査が否がないということは私は決して申し上げません。否があるというふうに思うんです。もちろん県も含めてですね。この問題はきちんとすべきであったろうと思います。ただその災害時のものが先ほど言いましたように、降雨量そのものと手籠川に流れた流量というものを、どこでどういうふうに計算して明らかにしていくのかと、そのうちでまた事業主さんと調整池不十分というのがどう影響したかというのを明らかにしていく必要があると思うんです。そうしたことを明らかにすれば、当然事業主さんのほうも補償云々については対応されるということを先ほど申されたわけですから、明言されたわけですから、まずそこらを明らかにしていく必要があると思うんですが、部長はどのようにお考えですか。そこらはやはり明らかにした上で調整していく必要があるんじゃないですか。そこらをお尋ねしておきます。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいましたように、こういった開発に伴ってこの林地開発許可権限を持つ県の指導というのを私どもは非常に重要視し、またそういったものの判断をいただかないとなかなか調整池の規模等の適正、あるいは現状における調整機能のあり方というのはなかなか難しいということで考えておりました。そういったことをふまえて県ともいろいろとその後調整、あるいは協議をしておりまして、今後はやはりそういった県と連携した形で、ぜひともそういったものの基準、あるいは調整池の現状の把握を一緒にして今後どうあるべきかというのをやはりするべきだということでも調整をいたしております。先日の県の方の方針として、ある程度一定のそういう調整機能を確保しな

さいというような指導もされておりますので、やはり今後はそういったものを市も一緒に入って適正に処置をお願いするような立場で動きたいというふうに思っております。それから先ほどの調整池の考えでございます。おっしゃいましたようにその調整池が計画と現状でどのくらい差があつて、どのようなそれによる災害に起因するものがあるかというのは、前回の3者協議の中でもお互いに議論をされております。当然そこにやはり重点を置いて議論をされないと、なかなかその補償の中身まで進んでいけないというふうに考えておりますので、そういったものを含めて県と協調し、適正に私どもも中に入って調整をしていかないといけないと考えております。

委員 宮内 博 君

これまで鹿児島県と情報を共有するという事で会議も開いてるということですが、それはそのどのような情報を共有をしているのですか。

建設部長 篠原 明博 君

具体的には、やはり林地開発上の許認可というものがいろいろ県の判断でされるわけでございますので、そういったものの中身については、やはり市と共有してこういったもので指導します、こういったもので今こういうような指示をしておりますというものを、お互いに市と県で情報の共有をしていかないと、やはり許認可権のある林地開発と私どもの環境保全協定がなかなかそこでリンクしていないというのが今までございましたので、そこは今後も十分に調整をしながら適正にその調整池のあり方等の件については県と足並みを揃えていくということでございます。

委員 宮内 博 君

それで先ほどの口述のところで、28日付の件について紹介がございますけれども、平成24年5月末までに土砂排除を行うこと、調整池の早期完成に向けて必要な工事を早急に進めることということですね、昨日の県議会の答弁では、森林法に基づく監督処分を検討するという事でも県のほうで回答したということでもありますけれども、それを受けて一応11月の28日時点のこの旨については、事業者に対してですね、県の指導に従って早急に完成するようにということで指導したということですが、昨日のその議論の中でやり取りがあったですね、森林法の10条の3項ですか、に基づく監督処分を含めたですね、そういう検討も対象になるということも合わせて、今後事業者に対して申し述べるべきではないかというふうに思いますが、その点はいかがですか。

建設部長 篠原 明博 君

県が先日そういった発表をされました。例えば調整池内の流量確保につきましては、こういった形で指導をするというような情報はいただいておりますけれども、この森林法に基づく監督処分を検討するという事までは、私どもの協議の中ではまだそこまでは出ておりませんでしたので、それは今後県のほうにお聞きをして対応しないといかないというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

なぜこのことを申し上げたかと言いますと、先ほど事業者をお呼びしてですね、調整池の早期完成についてですね、確認をいたしました。ところが何回確認をしても、そのそういう資金力、そしてその実現できる可能性というのはございませんというふうに言ってるわけですね。で、この土砂の全面撤去についても、そういうスタンスでいく可能性だって無きにしも非ずというふうには私やり取りをしまして感じましたので、来年の5月までその土砂の全面撤去をまずはやってもらわないと、また来年この梅雨があるわけでありましてですね、また同じようなことが起きる可能性だって当然あるわけですので、やはりその森林法に基づく監督処分も含めた対応というのも市にも当然執行権者は県でありますけれども、対応としては求められることになるのではないかということをおもいますから、そのことを申し上げておるんですけど、いかがですか。

建設部長 篠原 明博 君

先ほど申し上げました森林法に基づく監督処分を検討するというような言い方をされておりますので、当然森林法の林地開発の届出許可認可云々の話になるかと思っておりますので、そこは県の判断で、行政の判断基準でされるわけでございますので、それに伴って逆に私どものほうに影響がどういう形であるかというのはやはり詰めていかないと、この森林法に基づく処分を検討するというのは県の判断でございますので、そういったものをふまえて私どものほうにどういった影響があるかは今後の協議の中でお話をさせていただかないといけないというふうにお考えしております。

委員 宮内 博 君

調整池の早期完成の工程表も提出をされてるわけですね。これも、ですからその先ほどのやり取りからしますと、またその虚偽の申請をしているということになりますので、是非そこところは強く対応がたを、これは要請をしておきたいというふうに思います。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。（「なし」との声あり）質疑なしと認めます。これで執行部への質疑を終ります。本日の審査はここまでとします。会次第書の議案第77号以降は明日の委員会審査の予備日に行いたいと思います。明日の開会時間は午前10時としますがよろしいでしょうか。（「異議なし」との声あり）それでは、そのようにいたします。本日はこれで散会します。

【散会 午後5時30分】

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成23年12月14日(水) 午前10時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	細山田 為重 君
委員	徳田 和昭 君	委員	宮内 博 君
委員	蔵原 勇 君	委員	吉永 民治 君
委員	岡村 一二三 君	委員	厚地 覺 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	篠原 明博 君	建設政策課長	下拂 勉 君
土木課長	馬場 義光 君	建築住宅課長	矢野 昌幸 君
都市整備課長	川東 千尋 君	霧島総合支所産業建設課長	寺田 浩二 君
建築住宅課長補佐	古城 敦雄 君	土木課主幹	久徳 重喜 君
建設政策課政策G長	田實 一幸 君	建築住宅課住宅G長	松田 祥一 君
建築住宅課収納G長	田上 哲夫 君	都市整備課都市計画G長	池之上 淳 君
土木課管理G主査	山元 辰実 君	都市整備課都市計画G主査	森山 勇樹 君
建築住宅課住宅G主任主事	竹内 和義 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第75号 霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について

議案第77号 霧島市景観条例の制定について

議案第78号 住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について

議案第83号 指定管理者の指定について(福島八軒住宅 外65住宅)

8 本委員会の概要は次のとおりである。

委員長 池田 綱雄 君

建設水道常任委員会を開会します。はじめに、議案第77号、霧島市景観条例の制定についてを議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

議案第77号霧島市景観条例の制定について、ご説明申しあげます。今回の条例制定は、地域の自然、歴史、文化等とともに育まれてきた、本市の景観を市民共通の資産として、適切に次世代へ継承するとともに、魅力的で活力ある霧島市ならではの、まちづ

くりを推進するため、景観法（平成 16 年法律第 110 号）の施行、その他景観形成に関し、必要な事項を定めるものとして、本条例を制定しようとするものであります。詳細につきましては、担当課長がご説明申しあげますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

都市整備課長 川東 千尋 君

条例制定の理由といたしましてはただ今部長も申しましたとおり、平成 16 年 12 月に本条例の根拠法であり、わが国ではじめての景観そのものの整備保全を目的といたしました総合的な法律でございます。景観法が施行されましたことから、同法の趣旨をふまえて、霧島市ならではのまちづくりを推進するため同法の施行その他景観形成に関し必要な事項を定めようとするものでございます。条例の主な内容でございますが、議案書の資料の 18 ページから 23 ページにかけまして、第 1 章から第 6 章まで 21 の条文からなっております。本条例は景観法及び別にお手元にお配りしております同法に基づいて別途策定予定の本市の景観形成に関する基本計画でございます。霧島市景観計画を補完いたしまして、その運用等に関しまして必要な事項等を定めるものであり、主な内容についてご説明いたします。まず第 1 章は総則でございます。第 1 条が先ほど申しました本条例の目的でございます。そしてその外に 19 ページの方を開けていただきますと、景観形成に関する市の責務、市民、事業所の責務などを第 3 条、第 4 条で定めております。次に 19 ページの中ほどからになりますが、第 2 章は景観計画についての規定でございます。第 5 条で景観計画の変更に関わる手続きを定めると共に第 6 条でよりきめ細やかな景観形成を推進する地区として、今後指定する育成地区に関する規定をいたしております。また第 3 章は本条例の主要な部分ともいえます行為の規制等につきまして、第 8 条において景観法で定められた行為以外で、事前の届出が必要となる行為の種類を定め、届出対象となる行為のうち、届出が不要となる行為の規模等につきましては、第 9 条及び別表で規定をいたしております。なお第 12 条から第 14 条にかけましてはこれらの届出事項に対する助言や勧告、公表等の主の処置について定めております。次に 20 ページの下の方になりますが、第 4 章は景観重要建造物及び景観重要樹木についての規定となっております。景観法の規定による景観重要建造物及び景観重要樹木の指定に関する手続き等を第 15 条と第 17 条で定め、それぞれの管理基準につきましては第 16 条と第 18 条で定めております。第 5 章は霧島市景観審議会についての規定ということで、景観計画の変更や景観形成基準の運用等に関する審議を行う外部機関である、霧島市景観審議会の設置に関する規定を第 19 条と第 20 条で定めております。そして第 6 章は雑則ということで第 21 条により規則等への委任に関して規定をしております。以上が今回提案いたしております条例の内容でございますが、条例等の運用につきまして少しご説明いたします。条例のほうでは附則の段に記載いたしておりますが、別途策定致します霧島市景観計画の発行及び本条例の施行によりまして、市内で当該計画及び本条例で規定する一定規模以上の行為、これは建築物、工作物の建築、開発行為

等でございますが、これらの行為を行う場合には事前に景観法に基づく市への届出が必要となります。そのため本条例等の運用に際しましては、事前に周知期間を設けて市民の皆様や事業者の方々に十分な制度の周知を図る必要があると考えられますことから本条例の施行日及び景観計画の発行日を平成 24 年の 10 月 1 日といたしまして、条例の公布から施行までの期間にこの周知を図るための取組を推進いたしたいと考えております。なお景観計画に定めました景観形成基準の運用等に関する審議を行う外部機関でございます、霧島市景観審議会につきましては、届出制度の適用開始時点において即時審議可能な体制整備を完了しておく必要があることから、先ほど説明いたしました当該審議会に関わる第 5 章の規定に関しまして、同じく平成 24 年の 4 月 1 日からの施行として、委員構成の検討等委嘱行為においては取組を先行して行うことといたします。最後にこれに関しまして県内他市町村における状況でございますが、平成 23 年の 4 月 1 日時点で景観法に基づく景観条例の制定及び景観計画の策定を行っている県内の市町村は鹿児島市、薩摩川内市及び出水市の 3 市となっております。以上で説明を終わります。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 宮内 博 君

新しい条例を作るということですので、今の説明は極めて事務的なわけですね。それで、この条例を作ることによってどういう将来像が見えてくるのかと、現況での問題点、そしてこの条例を作ることによってそれらがどういうふうに改善をされてどんな方向性が見えてくるのかということについて、もう少し詳しく説明をもらえませんか。

都市整備課長 川東 千尋 君

参考としてお配りした景観計画の案がお手元にあるかと思いますが、そちらの序章、はじめのほうに景観計画策定の背景と目的ということで、一通り、その 2 番目で景観計画の位置付け、そういったものについて記載をいたしております。この計画を熟読いただければある程度答えになるかとは思いますが、序章のはじめにありますように本市では景観法に基づく景観行政団体ということで平成 18 年に県内でも最初に指定を受けまして、その後この本計画を策定いたしまして、本市の特性を生かした良好な景観の保全や新たな景観形成に向けた取り組みを推進することによりまして、より一層魅力的で活力のある霧島市ならではのまちづくりを目指しますということで、これにつきましてはまたこの計画書の中の 2 ページからずっと後のほうを見ていただければ、それぞれの課題でございますとか今後の取り組みの内容等について記載がしております。それらのことを網羅いたしまして、それを補完する形でこの条例を制定することによっていろいろな規制等についてもその実効性を持たすということで、今回この条例の制定を提案いたしたところでございます。

委員 宮内 博 君

そういう説明で理解できる人って本当にいらっしゃるのかよく分かりませんが、この計画案につきましても今朝配付されまして、目通しをする時間もないわけですよ。ですから、もう少し詳しく説明をしてくださいと。読まなくても分かるような形で説明をしてくださいと申し上げているわけでありまして、お目通しいただければ分かるんですけどって、今日条例がどうなのかということを決めなければいけないわけでしょう、我々受ける側としましてはですね。ですから、そういう環境の中に置かれているわけですので、そのところをもう少しきちんと説明してくださいと言っているんです。

委員長 池田 綱雄 君

休憩します。

【休憩 10時10分】

【休憩 10時10分】

委員長 池田 綱雄 君

再開します。

都市整備課長 川東 千尋 君

今回は一応条例の制定の提案ということでございまして、条文の中身等は当然事前にこのように配付されたわけですが、その中で我々もいろいろ今回の口述等を考える中で、やはりセットとしてこの景観計画書を配付いたしたほうが、この審議の中でも見比べながらご審議いただけるということで、本来はちょっと早めに配付して事前に見ていただくほうがよろしかったとは思いますが、当日の配付となったことについてはお詫びいたしたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

今のはちょっと説明になっていないんですが、もう一回答弁をお願いします。

都市整備課長 川東 千尋 君

ただ今も答弁いたしました、非常にボリュームというか、結構ページ数のある計画書でございますので、本日お配りしてそれをお目通しいただいてということは非常にお時間もおかかるということで、一応承知いたします。その中で、一応今回の条例制定の理由の中にもありますように、まず16年にこの法律が制定された。その中で、自治体が、景観行政団体ということになりまして、その景観行政団体が景観計画を策定できるということがこの法の中で定めてございます。まず、県のほうがこの法を受けて各自治体に向けていろいろ取り組みをしたわけですが、先ほど申しましたように霧島市も平成18年12月に県下の最初を切って景観行政団体になったという経緯がございまして、その中でどのような取り組みを今後していくかということになるわけですが、景観行政団体になった団体は県下でももうおそらく20を超える団体があるかと思っております。その中で、先ほど最後に説明いたしました、条例の制定、計画策定と条例の制定をしているのは今鹿児島市と薩摩川内市と出水市であると。霧島市もやはり観光とか、合併してそれぞれの地域がまだそれなりの課題を抱えて今いろんな取り組みをされている

中で、この景観法に基づいた活性化とか地域のそういった歴史・文化を保存するような手立てというものを今後講じていくために、この計画書をまず策定して、その実効性を持たすために一応この条例を提案したという、同じような趣旨であるわけですが、この景観計画の中身につきましては、まず序章といたしましては先ほど申しましたように景観計画策定の背景と目的、それから景観計画の位置付けとあるわけございまして、計画をめぐっていただけますと、まず2ページのほうから、「霧島市の景観の特性と課題」ということで、まずこの特性を整理いたしました。その中で、大きく黄色で帯がかけてありますが、まず「火山と大地が織りなす自然豊かな景観」というものがあると。それから、3ページにかけて、「悠久の歴史・文化に抱かれた個性あるまちの景観」というものあって、続きまして4ページのほうでは、「風土の人々の営みにより育まれる色彩豊かな景観」、こういったものがありまして、6ページのほうではそれぞれの整理した上で、今度は景観上の課題等も一応整理をいたしております。法の中でこの計画書でどうしても定めなければならない事項というのがありまして、それがこの7ページのほうにあります「景観計画区域」というのがございます。これは、右かたのほうに書いてございますが、かっこ書きで景観法の第8条第2項第1項に定めてあるものでございまして、景観計画区域というのをどの範囲にするかということで、結論からいきますとその四角で囲ってある一番上のほうにあります。霧島市全域を景観計画区域とする、これにつきましては一番上のほうに文章で書いてありますが、霧島市では錦江湾から北部の霧島連山をはじめとした山々まで多様な景観特性を有していることを踏まえまして、市全域を景観法に基づく景観計画区域とするということで、このような設定を行ったところでございます。この表の中身ですが、先ほどちょっと口述でも申しましたように、景観計画区域は全体でありまして、その中で今度は一般地域というのと育成地区という形で今後分けようとしているわけでございますが、その中でまだ今は育成地区という形ではないんですが、この計画策定の中で今後いろいろな取り組みを住民の方々と検討していかなければならないだろうと思われるような地区につきまして、その丸で囲ってあります霧島温泉郷ほか全部で8地区について候補地という形でここに掲載はいたしております。あと、めぐっていただきますと9ページのほうに、やはり同じくこの景観法第8条第2項第2号で必須の定める内容といたしまして、良好な景観の形成に関する方針ということで、その方針等についてこの中で一応定めてございます。紺色で帯がかけてあります景観形成の目標といたしましては「大自然と人の営みがつくる地域魅力の織りなす美しい霧島市」ということで、霧島市では日本で最初の国立公園として、また今現在言われております日本ジオパークにも認定されてございまして、霧島連山をはじめとする美しく雄大な自然に抱かれたまちであるということから、このような全体的な形成の目標というものをここに掲げてございます。それから、10ページのほうには景観形成の基本理念ということで、三つほど整理をいたしまして、黄色く囲って色がつけてありますが、一つは自然への秘景、それからこの魅力の活用、身近な暮らしの環境づ

くり、こういったものが基本理念として今ここに掲げてあります。この基本理念、基本方針といたしまして11ページのほうに太文字で四角の中で五つほど書いてありますが、景観形成の基本方針ということで霧島市固有の大地の美しさを感じられる景観形成、それから自然と調和した心地よさを感じられる魅力ある市街地景観形成、豊かさやぬくもりを感じられる色彩豊かな景観形成、歴史・文化を未来へつなぐ景観形成、そして最後に住民や地域が主体となった景観形成ということで、それぞれにつきましてはめぐっていただきまして12ページ、13ページのほうにまた細かくそれぞれの五つの内容につきまして説明をしながら文章を加えております。こちらのほうはちょっと割愛をさせていただきたいと思います。それから、14ページのほうからは、この景観形成の方針につきまして細かい内容に入ってくるわけですけど、その地区区分の考え方ということで15ページを見ていただきますと、まずこれからその景観形成を行う中で広い景観形成の地区を市全域というふうに決めたわけでございますので、その中でどういったゾーン分けをするかということで、緑、黄色、赤という形で大きく上のほうに三つに分けてございますが、まず山の景域、それから里の景域、それからまちの景域、ちょっと左の下のほうに茶色く平地の景域、錦江湾沿いの景域、水色ですがございますが、これにつきましてまた細かく市域をこのような形で分けまして、それぞれの景域ごとの今後の方針というべきものをまた細かく定めようとしております。この景域につきましては、とんで18ページのほうにそれぞれの色分けをした全域の地図を付けておりますが、細かくはこういう形で色分けをして、左下に判例がございますが、山の景域、里の景域、まちの景域、それからまちの景域、里の景域の中でも平地の景域、それから錦江湾沿いの景域、こういったものに対して今後どういった取り組みをするかということで、まずゾーン分けをした図がこの図でございます。それから、それぞれにその景域でございますとか景観軸といったものなどがございまして、今のその18ページと、あと20ページ、21ページにかけて、今度はその面的な部分以外でどちらかというと線的な部分をこちらのほうに掲げてございますが、河川でございますとか主要な道路、それから鉄道等につきましても、その景観の軸となるようなルートを定めまして、それにつきましては22ページの地図のほうでイメージとしてこのような景観の軸が存在するという事を今こちらのほうに記載をしております。それから、23ページ、第4章ということで、こちらのほうが先ほどもちょっと申しました、今後それらの景域のなかでどういった取り組みが早急にできるかということになりますと、どこの自治体も今現在取り組んでいるところがございますが、この良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項、これも景観法で定められた景観計画で必須として定めなければならない事項とされておりまして、これにつきまして今その四角の中に囲んでございますが、例えば建築物でございまして赤丸で囲んでありますように、地上の高度が高い建築物、高度が12m以上とか、あるいは地上4階建て以上についてはその建築の前に市のほうに届けをして、その景観の内容について協議をしていただきたいというような部分でございます。同じく高さは

低くても延べ床面積が大きな建築物、12m以下でも大きな建築物というのはまた同じく届け出が必要であるとか、一番下のほうは建築物と捉えられない工作物につきましても一つの規定を設けまして届け出が必要であるというような形で今そちらのほうに規定を設けまして、これは条例のほうにも出てくるわけでございますが、24 ページを開けていただきますとそちらのほうにその届出の対象となる行為、それから規模というようなものが表にして書いてございます。先ほど申しましたように対象となる行為がア、イ、ウ、エ、オという形でずっと表になりまして、そのような建築物を造る場合は右の規模のほうですね、12mもしくは地上4階以上、または延べ床面積が1,000㎡以上のものについては事前の届け出をしてくださいと。届け出のその流れというのが25 ページのほうに書いてございます。届け出対象の行為を計画、準備いたしまして、窓口等における事前相談、協議、そして霧島市に届出書類の提出をしていただきまして、必要となる書類等の用件がここでそろそろわけでございます。それから、30 日以内ということで届け出をされて、届けの審査等を行い、最終的に行為に着手していただくと。その中で、いろいろなこちらの事務的な処理も出てくるといったようなフローが今25 ページに書いてございます。あと、必要な部分でいきますと、その27 ページ以降につきましては、先ほど申しました山の景域、例えば一つの例として山の景域につきましては、こういったチェックの項目があって、それに沿ってこちらで届け出の、例えば以前にもいろいろこういったことで審査を行うというような内容が細かくこの景域ごとに定めてございます。開けていただいて28 ページのほうにそれをイメージした絵になるわけでございますが、例えば山の景域といったこういう緑の多いところに、上のほうの絵でいきますとこういう赤いこういった色彩の強い色の建物をどんと建てていただくと非常に景観を阻害するというようなことで、それについてはいろいろと市のほうとも事前に協議をしてくださいというようなことでございます。同じく右のページは今後は里の景域ですが、開けていただいて里の景域につきましても30 ページのほうで同じような例を示して絵のほうで書いてございますので、こういった形をイメージしていただくと、景観のこの行為の規制というものの中身について、若干視覚的に分かりいただけるのではないかなというふうに思います。同じようにまちの景域は31 ページと32 ページについて書いてございます。それから、先ほど言いました今度はその三つの景域とまた補完する形で同じく平地の景域、それから34 ページを開けていただきますと錦江湾沿いの景域という形で、やはりそれぞれの今度は平地、それから海沿いの景域につきましてもまた、少しではございますけど独自のそうした基準を設けまして今後いろいろな取り組みに向けて申請者の方々と協議をしていきたいというような内容でございます。35 ページはそれを今後数値として確認するためのちょっと資料でございます。あと、最後36 ページからですが、第5章のほうで、こちらのほうは一応必須ではございませんで、選定して定めるなっているわけでございますが、先ほども説明いたしましたま景観重要建造物でございますとか景観重要樹木、こういったものも法のほうで一応規定されて

いる部分でございまして、このようなことについての基本的な考え方でございますとか、あと今現在も県の条例に基づいて行っております屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関する事項、それから第7章では景観重要公共施設の整備に関する事項、こういったものなどについての今後の方針というのをちょっと最後のほうに一通り記載をさせていただきます。38 ページのほうの第8章、第9章も同じように必須で定める事項ではございませんが、今後こういったものについてもこの景観計画、それから景観条例を元に今後取り組みをしていく中で、また必要に応じて細かな部分が出てくれば、細かい規定を作って取り組んでいくというような意味合いでこちらのほうに掲載をさせていただきます。ちょっと非常に長くなります。取り急ぎでございますが、そういった内容でこの計画案というのを昨年から業務委託を行いまして、中のほうの作業部会、それから幹部職員を対象とした検討委員会、そして学識経験者を入れた外部の協議会という三つの組織を作って、それらを4回ないし5回くらいずつ開催しながら、今こういった案を作り上げてきているところでございます。これにつきまして、先ほどから申しておりますように実効性を持たす意味で今回12月のこの議会のほうでセットとして条例のほうを提案させていただきまして、私どもといたしましては4月にその審議会の準備をするための施行を行い、実際のこの、例えば届け出行為とかいったものについての施行については来年の10月1日からということで、今、今回の議会にこの条例案を上程させていただいたということでございます。

委員 吉永 民治 君

今大まかにご説明をいただいたわけですがけれども、霧島市の将来像といいますか、まちづくりの基本的な計画というのを示された中で、こういった景観法等も制定してまちづくりをしていこうということなんでしょうけれども、霧島市の場合は先の議会でも都市計画区域指定の提案もあったわけですし、今現状においては非常に無指定と言いますかね、地域が多いわけですが、また市街化区域の中においても用途地域の指定等とのかかわり、そうしたものを考えますとある意味ではその都市計画区域で補えないところの補完的なものかなということも考えられるわけですが、実際そういう実効性があるかどうかというところが私疑問を感じるんですね、条例を定めても。結局個人の権利、要するに私権に対してどれほどの実効力があるのか実効性があるのかということについてはどのようにお考えなのか、お聞きしておきたいと思うんです。例えば、この市街地と言いますと用途地域によって建ぺい率、容積率の問題、そうすると高さ制限をどれだけの高さを加えることができるのかという問題も出てくるでしょうし、また無指定においてもなおさらそれは広い土地を擁したところに十何階、二十階建てとかという例も他の地域、県外でも多々あるわけですね。そうした問題等をどれだけこの景観条例によって規制できるのかというところを疑問を感じる、実効性に対して疑問を感じるわけですが、その辺についてのお考えもちょっとお示しいただければなというふうに思います。

都市整備課長 川東 千尋 君

今委員がご質問のありました特にこの届け出をしていただくと、先ほどちょっと中で説明いたしましたが、こういった行為に対しまして実効性というのを果たすためにこの条例も制定するわけですが、例えばこの建築につきまして個別に申しますと、この 24 ページをもう一回開けていただければ分かるんですけど、一般の地域につきまして建築物については高さ 12m 超、もしくは地上 4 階建て以上、または延べ面積が 1,000 ㎡超のものについて届け出をしてこちらと一緒に協議をしてくださいよということでございまして、それにつきましてどういった制限、注文をつけるかということにつきましては先ほどそのあとのページのほうでそれぞれの景域ごとにお話をしたような内容でございます。この中で、大きな部分でいきますとその 12m 以上、例えば 4 階建て以上の建物が建てられないということは当然ないわけですが、そういった建物を建てる際には例えばさっき例を示しましたけどこういった色合いを使うことはご遠慮いただきたいというようなお話をするわけです。どうしてもその中でこの色を使いたいというようなことで協議が整わないというようなことになってくると、そのまま届け出がなされるということになってきますので、まず一番の入り口はこの協議を十分にさせていただくと、この届け出の前にですね、この 30 日という期限がございますので、その前に十分な届けをしてくださいと。そのためには我々も当然その建築士会を通してでも広くそういった関係の方々には周知をする必要もあるかと思えます。それでも、どうしても施主さんの意向でこの派手な色でいきたいというケースもあるかと思えますが、そういった場合は原則としては今この 25 ページにありますフローのとおりの方の手続きを取るようになるかと思えます。まず、真ん中中段のあたりに審査の欄がありまして、適合、不適合ということになるわけですが、不適合という取り扱いになってきますと再協議とかいうことになってきて、その中でいろいろこちらで設置しました審議会の意見を聞きながらどういった処置をとるのかといった話に入っていくわけですが、いろいろその中でもまた再協議させていただいて、それでも従っていただけない場合はそちらにありますように勧告でありますとか変更命令、最終的な罰則といったようなことが法令の中でも決めてあるわけですが、こういったこともお示ししながら十分に協議をしていかざるを得ないと。全国的な事例を調べてみても、十分であるかどうかは別としまして、やはりそこまで行った事例はないように今は聞いております。ですので、やはりその事前にいろんな協議を重ねながらそういった罰則規定までを踏まないような形で何とかお互いの協議を整えていくというような形を取りたいと思っております。

委員 吉永 民治 君

全国的な例というので挙げますと、代表的な例というのは例えば京都の駅周辺の開発が再開発されたとき、京都は美観条例といいますかね、結局あれでいきますと設けていて、高さ制限もしてございましたけれども結局それは役に立てなかったと。現状はどうで

あるかという、当然京都市が規制をかけていた高さ以上のものがいくらでもある建物が建っているわけですね。だから、民間のその経済活動にかかわる問題でどれだけ阻止できるかという、要するに効力を発揮できるかということだと思っんですね。平野部でのマンション等のビル建設、じゃあ景観条例の中で高さをどの程度に制限しようと考えているのか、そういった具体的な先が見えてこないわけですね、ただこの条例の中ではですね。だから、結局建築基準法に基づく容積率等の計算の中で、例えば土地が1,000㎡以上あるとその何階まで建てられるかということ等も考えられたら二十階やそこらは建てられるわけですね。そうしたところは考えていないのかということですよ。例えばあくまでも協議ということを言われましたけれども、本当にそこで実効性があるのかという問題は出てくるんじゃないですか。そして、都市計画法に基づく都市計画区域指定を先ほども前の議会で提案されたわけですけど、これで十分補えない部分というのがあるわけですね、開発等についてもですね。そういった意味ではある程度効力を発揮する部分もあるのかなというふうに思うわけですね。ましては今霧島市というのはジオパーク云々で世界のジオパーク目指してがんばっているわけですけど、それを推進していく中でこういう景観条例というのは私ある一定の効果を発揮してくれるんじゃないかなという期待するところもあるんです。けれども、景観条例の中で特に平野部、この市街化区域の用途地域との関係でどれだけ規制の枠がかけられるのかなど。民間の経済活動に対して本当に本当に実効性があるのかなという疑問を感じているものだからね。そのあたりのことをもうちょっと掘り下げて、どのようにお考えになっているのかご説明いただければなというふうに思います。

都市整備課長 川東 千尋 君

ご指摘のとおり建築基準法等とのかかわりにつきましては、今この景観計画につきましては先ほど冒頭に申しましたように、この高さ以上は建てられないとかいうような規定を定めてはおりませんで、それ以上の例えば高さ12m以上とか4階以上とか比較的目的目立つ建物等についてはまずその色合いでありますとか、等も含めてこちらのほうに協議をしていただくと。そういった内容の届けをしていただくということで、その中身の審査等を行った中でそれが適合か不適合かという形を取っていきますので、本当におっしゃるとおりその私権にかかわる部分もございしますので、これ以上は建てられませんよというように今言った内容は盛り込んでございせん。ただ、そういった中で一つの事例を示しますと、今この市街地の中でも例えば全国的なチェーンの店舗でどうしてもそのオリジナルのカラーといいますか、そういった色を使った店舗も比較的目的目立つわけございまして、そういったものにつきましてはやはり他の自治体の取り組みの中で事例を伺ってみますと、こういった景観条例、景観計画でそういった協議をすることによって、こちらでは思うように皆さん、思うような色である意味言い方は野放し状態で色合いについてもやっておられるわけですけども、やはりこういった協議を行いますと比較的紳士的に応じていただいて、特にその大きな全国チェーン的な部分の企業等につき

ましては、例えばその全面にそういった色合いを使っているのを一部に抑えて非常に景観に配慮した形をとってもらおうということも多数事例があるようでございますので、そういったことを考えても一定の効果は得られるのかなというふうには我々としては考えております。

委員 岡村 一二三 君

それぞれ説明をいただきました。今、まちの関係の屋根の色とかそういったものも議題になっているんですが、先ほど都市計画区域の話も出ましたが、いろいろ議論がなされていますよね。それは、例えば溝辺のほうからも一般質問もありました。全域に網をかけると。議論がなされているんですが、執行部としてはいろんな手続きは分かっていた中で説明不足もあると思いますよ。都市計画区域の用途地域内においては建築確認申請も出さないといけないわけなんですよね。網をかけていないところは出さなくていいわけなんです。だから、住民にその部分を負担をかけていくわけなんです。だから、いろんな面で住民は嫌がる部分もあると。だけど、その辺を網掛けをすると、今までは申請しなかった分も申請をすることになりますよとか、手続きをしてもらうことになります、そういった個々の具体的な説明は執行部はされていらっしやらない。なおかつ、今回これだけの条例の制定について当委員会に一応付託になっているんですが、これは大きな問題だろうと思います。なぜかという、今これ説明をいただきましたが、31ページにもあるんですが、土石の最終鉱物の掘削ですか、既存の樹木等はできるかぎり保全、活用すると。いわゆる個人の所有財産権を侵すことにもなるんですよね、これをずっと見ていくと。周辺部に行けば、横川については横川駅舎周辺とか山ヶ野の金山周辺とかあるんだけど、道路から見えるところの木はなるべく伐採するなというふうにもなるわけですので、これは個人の所有財産権を侵すことにもなると思っておりますが、その件についてはどうなんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

今おっしゃったこの三十何ページにかけてこう書いてある部分につきましては、やはり協力していただく部分という多分にございまして、文言といたしましては、できる限りという言葉がそういうふうにご配しまして、協力的なかたちを求めているとご理解をいただきたいと思っております。その中で処分とか、財産権まで入ってどうしても強制的にやっていたかというような捉え方は、私どものほうではしていませんが、個人個人の敷地については、柔軟な対応も取れるのではないかと、この文言をそういうふうにご捉えてですね。そういうふうには考えています。ただし、そのどうしても大きな一般市民の方々にはあまりちょっと関係のないそういった大きな建物、先ほども言いました12メートルとか4階建て以上、そういったものにつきましては、極力この条例、計画に沿ったかたちでご協力をいただくように、今後はやっていかねばならないと考えているところでございます。

委員 岡村 一二三 君

こっちのA3ですか、これで景観条例（案）2ページなんですよね。第8条で木竹の伐採というのも明確にうたわれていますよ。届出対象行為などということで、国分市外のことを私どうと言っているわけじゃないんだけど、先ほどから言うように、横川駅舎、市内全域ですから、横川、まあ、その中で計画されてくるのが、横川駅舎周辺とか、山ヶ野金山周辺とかあるんですが、竹を切るのにも届出が必要ですよということになるんですよね、これで、案でいくと。木をきるのも、雑木を今所有者が業者さんをお願いして、一反分切るとか、道路の横を伐採されていらっしゃるんですけども、そういったものにも網をかけてしまおうということになるんじゃないかということで質疑をしてるんですが、どうなんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

先ほども申しましたけれども、この日常的に個人が伐採をされる木までをそういった網の元におこうというのではなくて、一定の規模以上のものについて、そういったかたちで届出をしていただきたいと。例えば24ページのほうにも書いてございますが、表の中にありますように、あ、い、う、えのえの部分に土石の採集、鉱物の採掘、木竹の伐採、屋外における物件の体積とありまして、この行為というものにつきましては、面積の合計が500㎡以上であるというようなことで、比較的一定の大きな規模の行為を行うとする場合についての、一応制限ということで今こういう規定をしようとしているものでございます。この500㎡、あるいは1,000㎡ということにつきましては、やはり開発行為でございますから、土地利用の一定の我々のほうがいろいろ行政指導等行う中で一つの目安として、これまで使用している面積等を参考にこちらのほうに基準として書かれているものでございまして、一般の個人の家庭の庭木等を切る、そういった細かな行為について、一つ一つ規制をかけようというものではございません。

委員 岡村 一二三 君

例えば29ページ、先ほど説明を受けた、29ページの下から3段目、木竹の伐採に限定したような話をするんですが、木竹の伐採で道路等の公共の場から見える場所での伐採は出来る限り避けると。そして、やむを得ず伐採する場合には、伐採面積は必要最小限とすると共に、伐採の位置や方向、伐採後の植栽等で跡地などが目立たないように配慮すると、大変なことですよこれは。これをしてもらった時には。そう思いませんか、この件については。

都市整備課長 川東 千尋 君

今こちらにずっとあります、形成基準は先ほど言いましたように、一定の500㎡以上とか1,000㎡以上の開発とか、そういったかたちの場合にこういったことで、市と協議を行うということでございますので、さほどその市民の方々、大多数の方々に適用されるものではないであろうと。やはりこういった一定の行為をする場合は、例えば土地利用の場合の届出等も今我々が行っておりますが、そういったかたちで、それに付随するかたちで景観に関してもこのような届けをしていただきたいというような意味で、この

基準を今こちらのほうに記載してあるということでもあります。

委員 蔵原 勇 君

今課長のほうから景観条例の（案）で説明があった中で、2つほど聞いてみたいんですが、その説明の中でもあったように、この専門家の組織を3つほど立ち上げていきたいというお話ですけれども、このメンバーとその職員の方々の幹部の方々、そしてどのような方がメンバー、審議委員会に入るのでしょうか。

都市整備課長 川東 千尋 君

まず組織としては3つ、大きく分けて先ほど申しましたように、設置いたしまして、まず一つは一番行政の中の執行部の中のグループ長等で組織されます、いわゆるワーキング的な部分の作業部会というのを使用、設置して、その中でまず内容をいろいろもんでおきます。それを今度は部長クラス等で組織される庁内の検討委員会という中で、またそれぞれ検討を行いまして、最終的には外部委員の学識経験者等を入れた委員の方々からなります協議会という中で、この策定についての内容をいろいろご審議いただくというような体制を取っております。例えばその委員の中には、大学の教授でございますとか、工業高等専門学校の前教授でございますとか、いった学識経験者をはじめ、建築士会のほうの代表の方々、あるいは観光の代表の方々、それから例えば県のほうの関係の職員、それからそれぞれの地区の地域審議会の方々からは1名ずつ加わっていただいて、委員のメンバーといたしましては合計で12名というようなかたちでこの協議会を設立し、これまでいろいろご審議いただいたところでございます。

委員 蔵原 勇 君

それほど時間もないようですけれども、実施に向けてですね。この例えば地域審議会のない地区とか、今おっしゃった説明の中であるところないところあるかと思いますが、今岡村委員のほうからもおっしゃったように、微妙な個人の財産に関する案件等々で、その地区は審査委員がないとか、審議会がないという場合はどのようにされますか。

都市整備課長 川東 千尋 君

今これまでこの計画を策定する中で選出させていただいた委員は、7地区の全ての中から入っていただいております、合計で12名ですので、それ以外で5名、先ほど申しました学識経験者でありますとか、専門の建築士会のメンバーの方々、あるいは県の関係職員の方々に入っていただいた組織の中で今、この計画自体をもんできたということで、また今後届出を受けたこの条例の中にも書いてありますけれども、景観審議会ということをもた設置して、届出の内容については今度審議するという部分も出てきますけど、今後のその審議会についてはまた同じようなメンバーの方々を対象にするのかということをも今後、先ほどありました4月からの条例施行に向けてまた検討して参りたいと考えているところです。

委員 蔵原 勇 君

私はそれは分かるんですよ。言いたいことは、7つのその審議、それまでされてきた

中で、例えば今その岡村委員もおっしゃったようなことで、広く国分、隼人のこの景観のこの町でなくて、例えばそのような実例等がでてきたらそこに審議会のメンバーに入っていない方々がいろんな問題をこう規制するような、網をかけるような、した場合の今後の4月以降の審査についてはどのようにされていきますかということを知っているんです。

委員長 池田 綱雄 君

ここでしばらく休憩します。

【休憩 10時54分】

【休憩 10時56分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩に引き続き会議を開きます。

委員 厚地 覺 君

打ち切りになる前に1点だけお伺いしておきますけれども、この確かさつき言われたように、立派なのがあれば早くですね、もうちょっと配ってやればこっちも勉強のしがいがあったんですけれども、この中に地域振興、この景観法の第5節で地域農振地域整備計画というのがあるんですけれども、これはうたわれていないようなんですけれども、例えば溝辺、あるいはまた牧園のお茶の景観もここへ書いてありますけれども、その辺もやはり農村地域における農業振興計画地域内のやつも、もうちょっと詳しく載せるようにしていただきたいと思います。

都市整備課長 川東 千尋 君

38 ページの第8章ですかね。そのほうに上のほうに第8章景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項ということで、この景観計画では今そのカッコ書きであります、景観法の第8条の第2号、第5号に関する部分ということで、この農振の地域整備計画については、これだけの文面に留めておりますが、先ほど冒頭に申しましたように、必須の中でこの中で具体的に定めなければならないということではないものですから、一応この分についてはこの計画書の中ではこれだけに留めております。ただ今後必要ということになっていきますと、その下のほうにあります、最後の2行ですね。「このため今後必要に応じて地域の特色ある農村景観の保全創出に向けた景観農業振興地域整備計画の策定について検討を行います」ということで、これらについては、この景観計画そのものは基本的な部分でございまして、当然これ以外にまた今後必要に応じて定めていかなければならない取り組み等も含めて、いろいろ出てくるかと思っておりますので、その中でまたそれぞれ検討を行っていくというかたちになるかと思っております。

委員 厚地 覺 君

例えばこれに指定されたら、もう農振除外は絶対だめということに、要はなるわけですかね、そうなれば。

都市整備課長 川東 千尋 君

今ご質問はこの景観農業地域整備計画が策定された場合にということですかね。それは一応対象にはならないと、除外するしないということではなくて、これについてはあくまでも景観に関する部分を定めていくことになろうかと思しますので、これの計画をかけたからといって、今度はその農振を除外云々ということにはなっていないとお考えいただけますか。

委員 宮内 博 君

冒頭の説明で、既に県内で鹿児島市、出水市、それから薩摩川内市ですか、3つの自治体で景観条例を策定しているということで、先進の事例が県内でも3件あるわけですよ。それで、一つお尋ねしたいのは、今回提案をされている条例案というのが、この3市の条例案と照らしてどんなに違うのかということをお示しくありませんか。

都市整備課長 川東 千尋 君

基本的な部分は、この届ける対象行為の部分かと思いますが、例えば鹿児島市でございますと、届けの対象となる建築物は2つの区域に分けて規定をされておりまして、先ほど本条例では、24 ページです。景観計画、資料では 22 ページです。すみません、条例案のほうでいきますと 22 ページの別表というところですね。よろしいでしょうか。こちらのほうに別表で第9条関係とある中で、その区域と行為と、右のほうに規模とあるわけですが、先ほどからお話しておりますこの規模の中で、高さが増築にあつては増築後の高さとする。以下同じということで、高さが 12 メートルを超えるもの、もしくは地階を除く階数が 4 以上のもの、または延べ面積が 1,000 ㎡を超えるものとあるわけですが、これについて鹿児島市のほうは用途、先ほどからでます、用途、鹿児島が非常に市街化が進んでいるということで、市街化区域等も設定されている中で、その用途ごとに分けている部分がございます、第1種低層住居地専用地域、特に住居専用エリアが広い部分につきましては、軒の高さが 7 メートル超、超える、又は地階を除く階数が 3 というので、この本市の今条例案よりは低い設定になっておりますが、そのほかの中高層の住居専用地域でございますとか、商業地域等につきましては、準住居地域等につきましては、高さが 12 メートルを超え、地階を除く階数が 4 以上のものと。いわゆるこの本条例と同じ数字の適用になっております。それから更に商業地域等につきましては、高さが 15 メートルを超え、地階を除く階数が 5 以上のもの、これも容積率で分けてございまして、400%以下と、超えるということで分けてございまして、今申しましたのは、容積率が 400%以下の部分は、高さが 15 メートルを超えて、又は地階を除く階数が 5 以上のもの。それから容積率が 400%を超える部分につきましては、高さが 20 メートルを超え、又は地階を除く階数が 7 以上のもの。それから工業地域、工業専用地域、工業系につきましては、高さが 20 メートルを超え、または地階を除く階数が 7 以上のものと、商業地域、工業地域等につきましては、比較的また大きな内容のものになっているようでございます。それから薩摩川内市につきましては、概ね本市と同じでございますが、第1種低層と第2種低層住居専用地域につきまして、若干厳し

い規定となっております、高さが7メートルを超え、又は地階を除く階数が3以上のもの、残りの用途地域につきましては、高さが12メートルを超え、又は地階を除く階数が4以上のものとなっておりますが、商業地域だけは高さが15メートル、階数が5ということで比較的ゆるい制限をされております。それから出水市ですが、出水市につきましては一律高さが13メートルを超えるもの、又は3階以上のものというかたちになっております。

委員 宮内 博 君

それでこの条例を施行してから、どのような施行前と違いがまちづくり等について、あるいは景観についてあったのかと。その3市の自治体については。そして、条例そのものには罰則規定はないんだけど、景観法の中に今罰則規定があるわけですが、それらの罰則を受けた例などが、どんなかたちで報告されているんですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

ただ今申しました県内のこの3市のその後の、条例施工後の変化というものにつきましては、細かく我々、聞き取りはしておりませんが、まだ施工後間もないということもございまして、その景観に対して与える影響というのは、そんなにまだ発現効果は得られていないのではないかというふうに我々自身は情報収集の中では受け止めてはおります。それと罰則規定については、先ほども申しましたように、こちらのほうで調べた範囲では、今のところ実施した自治体はいないと伺っております。

委員 岡村 一二三 君

質疑ではないですが、ちょっと要望しておきたいんですが、この鹿児島県で3市が条例を作成しているということです。条例に伴う規則もあろうかと思しますので、本市がこの条例が制定されると規則を作られると思しますので、規則は議会に出てきませんので、規則案が出来ていれば後で配布方をお願いしたいと思っております、あればお願いしたいと思っております。

都市整備課長 川東 千尋 君

まだ規則案については、今検討して一部手掛けてはいるんですが、まだ全て整ってはいません。ご了承いただきたいと思っております。

委員長 池田 綱雄 君

できたら配布をよろしく願います。

建設部長 篠原 明博 君

今までいろいろご質問いただきまして、一応私どもの、今度この景観条例を作って景観法に基づく景観を守っていきましょう、あるいは想像していきましょうという法律、条例でございます。今おっしゃいましたように、非常に景観条例につきましては、24ページ、25ページに出しておりますように、今建築基準法でありますとか、開発行為でありますそういうのが個別に出てくるわけでございますが、そういった開発行為等の中で事前に景観法を守るべき、守っていただきたい案件について、事前に調査を、そう

いった協議を求めようというものでございます。当然目的は、霧島市の景観をどういうふうにするか、守っていくか、想像するかという大きな目的がございますので、それを具体的に景観法で厳しく取り締まってということまではまだいっておりません。今回はそういった規模を設けた開発行為、あるいは建築確認等である程度の規模の大きいものについて、事前に相談していただいて、その中で出来る範囲でお願いしていこうというような条例でございます。先ほどおっしゃいましたようにまちづくりの基本でございます、例えば都市計画区域内の用途の中の高さ規定であるとか、色合いを統一するというものは、個別の都市計画法の地区計画というもの、あるいは景観協定というそういう具体的なもので図っていかないと、なかなか高さを制限するというのは、この景観法では難しい案件もございます。そういったかたちで今回は1市6町合併いたしまして、それぞれの特徴のある景観を、どういったかたちで市民の皆さんと行政が守っていけるか、あるいは想像できるかという前段でこの景観法を定めております。今後はこの中で、例えば育成地区の候補地と書いてございますが、現状においてまだはっきりとした地区は定めておりませんが、今後そういう育成地区の候補地が具体的に市民であったり、地域の方々あるいは行政が一体になって、こういうまちづくり、景観づくりをしましょうというのが見えてきますと、それは育成地区というかたちで具体的な中身まで決めていきます。それは正しく地域の一体的なまちづくりだということに考えております。そこまでだとより具体的にこの街、通りはどういう色合いにしましょう、高さ制限はこのくらいで抑えましょうというものは出来ていくと考えております。だからもう少し説明が必要かもしれませんけれども、今回はそういったある程度の規模を定めて、地域の方々と一緒に守るべき最低限の景観をここに位置づけたわけでございます。そういったことからして、先ほど出ましたいろいろ開発行為や建築物、あるいは規模の大きなそういう伐採等については相談できる範囲内で行政も、市民あるいは事業者の方をお願いをしていこうという目的で造っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

委員長 池田 綱雄 君

以上で質疑を終わります。次に議案第 78 号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についてを議題とします。市後部の説明を求めます。

建設部長 篠原 明博 君

議案第 78 号住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、ご説明申し上げます。近年、大字が混在して市街化が進んでいる区域では、郵便物等の配達、荷物の集配、公共料金の集金業務、知人宅の訪問などにおいて、住居が解りにくいことから、不便が生じている状況があります。そのため、本市では、市民の日常生活における、住所及び事務所等の所在地の不便を解消するとともに、行政事務の能率向上を図るため、「住居表示に関する法律」に基づき、市街地地域の住居表示整備事業を実施いたしております。本年度は、大字国分府中、国分野口、国分広瀬、国分福島及び国分松木の各一部の地域において、街区方式による住居表示を実施するため、

住居表示に関する法律第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

都市整備課長 川東 千尋 君

住居表示につきましては、住み良いまちづくりの一環として、国分地区で昭和49年度から平成17年度までに11回、隼人地区では平成10年度と12年度に実施しております。また、昨年度霧島市となりまして初めての住居表示を実施しております。これまでの住居表示実施地区の合計面積は、1,191ha、実施地区の世帯数は、実施した当時の世帯数の合計で13,430世帯となっております。そして、今回は、大字国分府中、国分野口、国分広瀬、国分福島及び国分松木の各一部の地域において約36ha、約390世帯を実施する計画をしております。住居表示の実施方法としては、町又は字の区域を道路、鉄道若しくは軌道の線路、その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画し、その区画された地域すなわち街区につけられる符号である「街区符号」及び街区内にある建物その他の工作物に一定の方式によってつけられる住居表示のための番号である「住居番号」を用いて表示する街区方式で行うこととしております。本議案は、来年度、先ほど述べました大字国分府中、国分野口、国分広瀬、国分福島及び国分松木の各一部の地域において、街区方式を用い住居表示を実施するため、「住居表示に関する法律」第3条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。今後の予定といたしましては、本議案を議決いただきましたなら、町の区域の変更の案の公示を行い、その後、家屋・居住者等の現地調査に入り、平成24年6月議会で地方自治法第260条第1項の規定に基づき、町の区域の変更についての議案をご審議いただき、議決いただきましたなら、必要な作業を行ったのち、平成24年10月下旬に該当区域の住居表示を実施することとしております。

委員長 池田 綱雄 君

質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 宮内 博 君

今回の住居表示を実施する地域の配置図を資料としていただいているんですけども、特に目立つのがまだ現在では、住宅等があまり張り付いていない、田んぼであったり、畑であったり、そういうところが今回の実施地域の中に、例えば広瀬の4丁目だとか、あるいは府中地区でありますとか、これは5丁目ですかね、国分野口ですかね、こういうところなんかはそういうことが非常に特徴的なのではないのかなと思うんですけども、これは今後の宅地化が予想されるということを見越してというのも含めて、そのようなこの住居表示をしていこうという計画が上がっているわけですか。

都市整備課長 川東 千尋 君

今委員おっしゃったとおりでございます。今この区域は昨年も同じような区域でございましたけれども、市街地にほぼ接したかたちで、このような区域がございまして、

この区域につきましては、先ほどから用途の話が出ておりますが、建築形態規制という、農業振興地域内ではあるんですが、宅地化のほうに今進んでいるというような地域につきまして、今その建築の形態について容積、建平等を規制するというような位置付けにある区域でございます。今委員がおっしゃったように、現在まだ現状としては農地の部分も残っているんですが、やはり宅地化が進んでいるということから、同じように今回住居表示を実施しようとするものでございます。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。「なし」と言う声あり)なしと認めます。これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

【休憩 11時20分】

【休憩 11時30分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第75号霧島市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題とします。執行部の説明を求めます。

建設部長 篠原 明博 君

議案第75号霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について、ご説明申し上げます。今回の条例改正は、近年の全国的な地価水準の変動等を踏まえ、市道に係る占用料の額を改定するため、本条例の所要の改正を行うものであります。詳細につきましては、担当課長がご説明申し上げますので、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

土木課長 馬場 義光 君

霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について補足説明をいたします。道路法に「道路管理者は、道路敷地内に占用された電柱などの物件に対し、占用料を徴収することができる。」と規定されており、占用料の額はその道路を管理する国及び地方公共団体の条例で定めることとされております。その額については一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方から「民間における地価水準（固定資産税評価額）」「地価に対する賃料の水準等を基礎」を参考として算定しております。そのため近年の地価下落に対する賃料の変動等を反映するため、国においては平成20年度鹿児島県においては平成23年度に占用料の改正を行っております。また県内ほとんどの市町村でも本年12月議会に議案を上程し、来年4月1日からの施行を予定しているとのことであり、以上で本議案についての説明を終わります。どうぞ、よろしく審議の程、お願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今執行部の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 宮内 博 君

今回、国あるいは県などが道路専用使用料の賃料の変動を繁栄させるために改定を行ったことなどもあって、改定するというところでありますが、今回のこの占用料のこの減

額が相当出ているんですよね。それで、実際に減額されている最大減額値、最小値、そしてそのことによるこの市の利用料へのこの減額の総額をお示しくいただけますか。

土木課長 馬場 義光 君

個別につきましては、別途でお示しがさせていただきます。この中でございますが、全体で申しますと元々約4,100万程度の収入があったものが、今回の改訂によりまして3分の2、約2,600万円となり、1,500万円が収入源と、あるいは見直し額となっていきます。

委員長 池田 綱雄 君

ここでしばらく休憩します。

【休憩 11時35分】

【休憩 11時35分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

委員 宮内 博 君

先ほどの県のほうで、口述書で民間において地価水準、賃料の水準を基礎に算定をしているんだということなんですけれども、前回算定したのがいつで、今回の算定の期間でいわゆる路線価格等は、どんなふうに変化をしているのか。当然それがその先ほど質問をいたしました減額に反映されていると思いますけれども、これは地域を限定している減額ではないですよね。その占める容積率だとか面積だとか、そういうものを対象にしているわけですので、一概に街の中心部にある電柱であっても、あるいは農村部にある電柱であっても1本当たり単価はいくらですよとなっていますから、その辺の地価の下落の平均値というのは、市内でどんなふうになっているんですか。

土木課主幹兼管理G長 久徳 重喜 君

まず、占用料のこの当初、改定前のお話になるんですけれども、これは合併当時に合併協議会でもんで数字を作ったところなんですけれども、これについては鹿児島県の占用条例を参考にして作っております。次に、地価の下落というお話で今回改定を行うところなんですけれども、これについては鹿児島県では鹿児島市を除いてほかの市町村、それについてはすべて国の基準で置くところの乙、甲が鹿児島市でありまして、その他のものについてはすべて乙という標準値を基に県が算定しておりますので、それを利用させていただいております。

委員 宮内 博 君

毎年地価の公示価格というのが公表されますよね。それで、これで対比をしたときに今おっしゃるその合併のときに価格設定をしたと。6年経っているわけですよね。6年前と比較をして実際に下落率というのが今回のこの減額に反映されているというふうにその説明からすると思うんだけど、例えばその基準点がありますよね。霧島市内で大体30か所くらいあるわけだけど、その基準点がおしなべてやはりここで減額として反

映されているようなものになっているのかと。例えば、これは9月21日の地価公示価格でありますけれども、21日に報道されたんですね。いずれもその前年度対比で1.4%から4.7%、多いところでは7.9%というところがあるけれども、そういう下落になっているというふうに紹介されているんだけど、その辺が具体的にどんなふうになっているのかなというのをお示しをいただければと。というのは、先ほどのまだ回答を得ていないんですけれども、いただいた資料で見ますと例えば11ページのこの比較対照表の政令第7条第4号に掲げる仮設建設物及び同条第5号に掲げる施設というのがあるんですけども、ここは70%の減額になっているんですね。旧利用料金からしますとですね。だから、かなりの減額になっているわけで、金額的には先ほど回答がありましたように3分の1くらいということなんだけれども、その辺のことがありるのでお聞きをしているわけです。

土木課長 馬場 義光 君

先ほどご質問いただきました件でございますが、その分だけでも答弁させていただきます。地下電線が5円であったものが4円になるということで、マイナス1円が最小です。それから、看板等の広告等が3,900円であったものが1,600円になるということで2,300円の減、これが最大でございます。先ほどの答弁を修正させていただきます。地下電線その他地下に設ける線路ということで最大が80%、5円が4円ということで、金額的には小さいんですけれども80%でございます。20%の減です。それから、広告等が3,900円が1,600円になるということで2,300円の減、これが41%となっております。

土木課主幹兼管理G長 久徳 重喜 君

先ほどの霧島市の特定の場所を基準として道路占用料の算定がしてあるのだろうかというような質問にもちょっととれたところもあるんですけど、それでよろしいですか。基準点のお話ですね。基準点というお話で霧島市の中で特に設けているわけではなくて、そちら皆様方のほうにはちょっとお配りしていない資料がこちらのほうに、道路占用料改定のポイントと、国から指し示されている資料があるんですけども、これにおきまして国のほう、県のほうで占用料を鹿児島県内で大体こうだというようなものがありますので、それに準じて鹿児島県のほうの数字を今回はそのまま使わせていただいているということでもあります。

委員 宮内 博 君

口述の中で、国は平成20年と、それから鹿児島県は23年というのは今年ですよ。というふうに紹介をしてあるんですけども、そこで示されている占用料の変化といたしますか減額ですね、それはどういうことで報告をされているんですか。

建設部長 篠原 明博 君

先ほど話をいたしましたように、おっしゃいますように霧島市の公示価格も当然ここ何年かどんどん下がってきていると。そして、個別で地域あるいはその場所によって当然その下落率も違うわけでございまして、そういったのを踏まえて鹿児島県では先ほど

お話ししました甲、乙を区分して、鹿児島市以外はすべて乙という対象でもって、今まで下落率を標準として県がこういった下落率を基にして占用条例を定めてそれを施行をされるということでございますので、霧島市もそれに合わせて同じ条例を上げて、同じような形で作って、今後この条例を施行していくというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

今年こういう形が出てきているのにちょっと違和感を覚えているんです。それは、その3月11日にその原発の事故があって、そしてその電力会社が大きな打撃を受けているというようなことがあって、全国的にその負担を軽減するための措置の一環としてこういった取り組みがされているのかなというのをちょっと思ったんですね。それで、過去にこういう形で減額がされた経過というのが実際あるんですかね。

土木課主幹兼管理G長 久徳 重喜 君

原発の問題ではちょっとありませんので、国のほうの、先ほど課長のほうの説明でありましたとおりに平成20年に国が占用料を落としましたと。実際鹿児島県においてもこの21年度で落とさないといけなかったというようなふうに聞いてはいるところなんですけれども、いろいろな事情で23年度のほうに流れましたということになっております。それで、占用料についてはやはり上位のほうに準じて市、町が順次に落としていくというような形の指導的なものがありましたので、今回鹿児島県に準じて霧島市、ほかの市町も落とすということになっておりますので、原発問題で電力会社云々かんぬんに配慮したものではないということでお答えいたします。それと、過去にこのような経緯はなかったと、私のほうも土木のほうに何度かおまして、料金を改定したことは覚えておりませんので。

委員 宮内 博 君

原発に関連をするものではないと、当初から、確かに国では平成20年にそういう措置を取っているということですから、そこから推し量るとそうなのかなというふうにも思うんですけど、ただ先ほどありましたように県下一斉にこの12月議会でそういう形が出されているということからしますとあまりにも時期が重なっているよねというふうに今思うものですからそのところを申し上げたんですけども、実際これだけ下落をしているんだけど全体としてのその下落率というのは、その県が示しているのに基づいてやっているということで、把握はしていないわけですよ、担当課としてはですね。実際その市民の皆様はその固定資産にかかわる評価等についてはこれは税金は下がっていないんですよ、固定資産税などは。ですから、そういうことから考えると、同じような理屈でいけば、もちろん営業用では市民の時はないわけですけども、下がるということもあっておかしくない話だというふうに思うものですからですね。その関係でもやはりであれば市民の持っているその固定資産についてもそういったことがあっていいのかなというふうに今思ったわけです。それで、お尋ねしたいのは、その占用しているもので最も多い電柱の種類ですよ、電柱の種類、その占用面積で単価あた

り㎡どれくらいになるのかなど。かなり下落率を反映しているということで、この口述書のほうでも地価の水準とか地価に対する賃料の水準等が大体同じような形で計算されているというふうにされているものですから、そこを対比したいがためにこのことを求めているんですけれども。

土木課管理G主査 山元 辰美 君

第1種電柱と言われるものはNTT柱のことをごさいますて、占用数量は7,482本、金額にしまして748万2,000円となっております。引き続きまして、第2種電柱と言われるものが九電柱をごさいますて、7,766本、金額にいたしまして1,242万5,600円となっております。それが最終的にNTT柱におきましては748万2,000円が516万2,580円となります。引き続きまして、九電柱につきましては1,242万5,600円が854万2,600円と、減額となります。

委員 宮内 博 君

私が聞いているのは、その占用面積ですよ。占用面積が電柱の大きさが分かれば面積は分かるんですよ。それで、1年間の賃料が分かっていますから、その平米当たりの単価がどれくらいかというのが分かってくるわけですけれども、そこは分かりませんかというふうに言っているんです。

土木課主幹兼管理G長 久徳 重喜 君

電柱の場合はその占用している面積でその占用料が決まっているわけではなく、そのNTT柱、九電柱ということで1種と2種の違いで料金が決まっております。あとは、その大きさというんですかね、それで若干の差が出ておりますので、占用面積で電柱1本いくらかとなるとほかの占用物件ではちょっと違ってきますので、その辺ご了承をお願いいたします。

土木課長 馬場 義光 君

先ほどご質問いただきました最大、最小のパーセントのことでちょっと表現に誤りがございました。訂正をさせていただきます。41%はそのままでございますが、これが1項目がございますが、最大で233.3%というものがあります。これにつきましては建築物ということで、占用面積につきということで表現をさせていただきます。

委員 宮内 博 君

ちょっとその確認ですが、それはこの対比でいきますと新旧対照表でいくとどこになるんですかね。

土木課長 馬場 義光 君

11ページの上から2段目という表現がいいんでしょうか、建築物という下線が引いたのがございますが、このところの一番上の段でございます。階数が1のものというところ、右側の表現の中でですね。

委員長 池田 綱雄 君

訂正をしてください。

土木課長 馬場 義光 君

すみません。いろいろと勘違いをしてございました。申し訳ございませんでした。最大で減るものにつきましては先ほど申し上げました 41%、これがいろんな項目がございます。そして、標識等が 10%の減というのが最小でございます。59%と 10%というふうに答弁させていただきます。

委員長 池田 綱雄 君

先ほどはですよ、5円が4円ということで、20%ではないんですか。10%と今減を言われたけど。休憩をします。

【休憩 12時00分】

【再開 12時02分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

土木課長 馬場 義光 君

先ほどの最大と最小の改正の率はどのようなものかということについてお答え申し上げます。最小は標識等の 10%でございます。最大はアーチ等の看板等の 59%でございます。そして、先ほど 233%という話を申し上げましたが、これは増えるほうの 133.3%の増というのがあるということでございます。

委員長 池田 綱雄 君

これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩いたします。

【休憩 12時03分】

【再開 1時00分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第 83 号、指定管理者の指定について「福島八軒住宅 外 65 住宅」を議題とします。執行部の説明をお願いします。

建設部長 篠原 明博 君

議案第 83 号指定管理者の指定について、ご説明を申し上げます。国分・隼人地区の市営住宅、特定公共賃貸住宅及び単独住宅において、国分地区の福島八軒住宅などの 35 施設、隼人地区の宇都馬場西住宅などの 31 施設合計 66 の施設について、平成 24 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの期間で、鹿児島市の南和産業グループを指定管理者として指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものであります。詳細については、担当課長が説明いたしますが、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

議案第 83 号の「指定管理者の指定について」説明いたします。議案の 40 ページになります。指定管理を行おうとする「対象施設の名称」と「指定管理者となる団体名」及

び「指定の期間」につきましては、ただ今、部長から説明があったとおりです。対象施設につきましては40ページに団地名、41ページから50ページにかけて各施設概要で①団地の名称、②団地の位置、③建設年度、④建物の構造、戸数の順で記載を行っており、国分隼人地区の市営住宅等全てで団地数は66、総戸数は3,165です。市全体に占める戸数割合は約66.7%になります。同じく50ページに市営住宅の設置目的を記載しております。市営住宅は低廉で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置しております。特定公共賃貸住宅は中堅所得者の居住の用に供する居住環境が良好な公的賃貸住宅の供給を行い、市民生活安定と福祉の増進に寄与することを目的として設置しております。次に単独住宅ですが、市営住宅などに属さない地域の置かれた様々な住宅需要に対応し地域の振興や市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的として設置しております。3番目の指定管理の内容ですが、今回は国分隼人地区の市営住宅等の環境整備及び維持修繕に関する業務そして市長が必要と認める業務となっております。4番目の指定管理者の概要ですが、南和産業グループで代表法人は株式会社南和産業になり会社の住所は鹿児島市平之町8番29号であります。組織概要と事業実績も記載しております。主なる実績としましては鹿児島市内と離島を除く県営住宅の管理、鹿児島市役所分庁舎、鹿児島中央警察署などを行っております。5番目の申請団体数ですが、民間業者3社から申請がありました。この3つの団体の申請に対しまして「指定管理候補者選考委員会」におきまして、提案書類を審査し、プレゼンテーション、ヒヤリング等を行い、総合的に評価した結果、53ページの6、評点結果のとおり787点、706点、716点という結果になりました。7番目の選定結果ですが、最高得点者の事業計画等について、管理の運営方針、管理体制及び計画、サービス向上に関する提案及び収支予算案等を総合的に判断した結果、①県営住宅等の指定管理者としての実績があり、また実情に応じた提案が確認できた。②これまでの実績から、入居者等への対応の迅速さが優れていることが確認できた。③経営状況が優れており、安定的な運営が可能となる経営基盤が確認できた。④事業計画書から計画の具体性が読み取れる内容であった。などが提案の中で確認がなされました。以上で本議案についての説明を終わります。どうぞ、よろしく審議の程、お願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今執行部の説明が終わりました。それでは、これより議案第83号について質疑に入ります。質疑はありますか。

委員 徳田 和昭 君

鹿児島市の業者が指定管理者として選定されておりますけど、この民間業者3社から申請があったということで、この3社がどこに会社の本拠地を持つものか。それを含めて経緯をお知らせ願いたいと思います。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

応募があったのは3社で1社が鹿児島市ということになりますけど、残り2社は霧島市内にあります。

委員 宮内 博 君

まず、この指定管理者の概要のところでも51ページのところに南和産業グループということで共同事業体というふうに書いてありまして、その設立が平成23年9月というふうに紹介をされておりますが、その設立前の実績がここに書いてありますけれどもその理由をちょっと説明いただけませんか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

詳細については私もはっきりと把握をしているわけではございませんけれども、鹿児島県が指定管理を募集をするということで、これにあわせて設立をしたと聞いております。この実績につきましてはその各企業の設立前の実績だと思います。南和産業自体がもともと建物の清掃維持管理業務をしている会社でございまして、高架水槽の清掃とか、いろいろビルの管理の清掃というのはもともと本来の業務でされていた会社でございまして、そして、鹿児島県のこれが指定管理が募集があったときにまた設立をしまして、鹿児島県の指定管理を全部受けていらっしゃるということでございます。

建設部長 篠原 明博 君

補足して申し上げます。今回の指定管理者を受けるに当たって当然鹿児島県の県営住宅等をされているわけですが、新たに霧島市にそういった指定管理者として公募するに当たっては共同事業体の協定書及び委任状を改めて霧島市に出すということになっておりますので、そういった形で23年9月に新たに市のほうに共同事業体として出されたということでございます。

委員 宮内 博 君

この共同事業体はここにありますように構成企業として南和産業、それから南日ホーム、そして南生建設と、この3つの共同事業体という理解でいいわけですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

そのとおりかと思えます。

委員 宮内 博 君

それで、徳田委員のほうから先ほど評点結果のところの質問があったんですけど、これで見ると南和産業グループ、787点ということになっているんですけど、口述書のところでもこれまでの実績から入居者等への対応の迅速さが優れているということが確認できたということではありますが、これはいわゆる指定管理を今行っている鹿児島県内の県営住宅とか、そういうところの対応の迅速さが優れているということの表現ということですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

県営住宅の管理に対しての対応が優れているという表現になります。そして、またこちらのほうから加治木の振興局でございましてけれども、そちらのほうにも状況はどうで

すかということで尋ねております。それについても特に問題はないということでした。

委員 宮内 博 君

今回の市職員の配置と今回指定管理をすることによって、その配置がどんなふうになるというふうになるのでしょうか。それで、指定管理者のほうの体制はどういう形でそれを受けようとしているのかですね、そこをちょっと説明をもらえませんか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

あくまでも予定でございますけど、行政改革推進課と人事のほうと話をこちらからしている段階のことになりますけれども、この指定管理がうまく移行できるまでは一人はやはりこの専門の人を付けるということをお願いはしております。現在は今実質隼人地区、国分地区という形で一人ずつ修繕について専任がおります。

委員 宮内 博 君

受ける側の指定管理者側の体制。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

まず一つが、霧島市内に事務所を設けることという条件が付いておりましたので、事務所の中に3名、そして本部のほうに1名を置くということで聞いております。

委員 宮内 博 君

これによっていかほどのそのいわゆる市のほうの経費が削減をされると試算をしておりますか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

もともと本来霧島市でしていた場合の事業費の95%で一応提示をしていたわけですが、南和産業さんのほうから提示された額は、それからまた人件費等のところが低いということで5%分と、それ以外に3年間で1,100万円程度低い額になっております。

委員 厚地 覺 君

この環境整備、維持修繕の内容というのは主にどのようなものなんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

普通は入退居のときに修繕が生じるわけですが、それとそれ以外に従来の入居者から修繕をしてほしいという部分が一般的な修繕になりますけれども、団地全体で見たときには道路、植栽、そのもろもろの外構ですね、その部分が環境ということで表現しております。

委員 厚地 覺 君

ここで鹿児島市内と離島を除く県営住宅の管理とあります、実績がありますけれども、霧島市内での県営住宅の管理があるんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

霧島市内に3団地合併団地がありますけれども、それについては名波ハイタウンですね、それとグリーンビレッジ牧園小谷、それとサンビレッジですか、そこが市営住宅と

合併になっていて、その県営の分を管理をしています。それと別に県営団地が天降川、隼人団地ですかね、ほかにもう1団地あったと思います。

委員 厚地 覺 君

この中で、入居者への対応の迅速さと、先ほど管理の対応が優れていると言われましたけれども、何を基準にしてこの対応が優れていると言うんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

例えば修繕の依頼があったときに、こちらのほうで、例えば市のほうでも一緒ですけども、すぐ現場のほうに迅速に駆けつけをして、できるだけ早く対応をするということに尽きるかと思います。

委員 吉永 民治 君

まず、今厚地委員のほうからも質疑があったわけですが、ちょっと具体的にご答弁がなかったようですけれども、環境整備及び維持修繕に関する業務となっていますよね。これは集金業務等も含めてだろうと思うんですけど、ちょっとその具体的に業務内容をちょっと教えていただけますか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

通常的な修繕というのが先ほど言いました空き家の修繕、退居のときの修繕、それと災害等による簡易な修繕になります。それと、こちらのほうからいろいろ調査を、団地の状況を把握したいというときに指定管理のほうで調べていただくというようなことも出てきます。それと、模様替え申請のとき、申請が出てくるんですけどもその現場確認ですね、それをしていただくということになります。それと、退居の時の退居検査時の現地のほうの退居の検査をしていただくということです。それと、環境整備ということで申しましたけれども、団地の部屋の中については個人個人でいろいろ修繕の要望が来るんですけど、外回りにつきましては自治会長さんを通じて来ることもあるんですけども、やはりこちらのほうから定期的に回っていかない限り、どこが悪いというのはやはり把握はできないというのがあります。その場合にそういういろいろな部分を巡回していただいて、例えば今月は植栽のほうの手入れをしないといけないとか、舗装が破れていると、そういうところをやはり遵守していただいて、修繕をしていただくというのが出てくるわけです。

委員 吉永 民治 君

業務内容については大体分かった訳ですが、この間の一般質問です、市内業者を育成する意味で宮内委員が、リニューアル等の補助金制度を設けたらどうかというご質問もあった訳ですけども、一般質問です。やはり基本的にはこういう不景気の時代ですと、市内業者育成というのをですね、行政も考えて行くべきじゃないかと思うんです。こうした応接の中で点数が良かったからというようなことで、評価がですね、この指名業者に指定されていこうとされて行こうとされて訳ですが、こういうあの条件つきといいますか、限定、範囲の区域内限定の募集の仕方というのは出来なかったんですか

ね。私はそういうふうにはやはり、こういう時代ですとね、我々霧島市民への還元というようなことを含めて、育成と言うようなことも含めて考えて行くべきじゃないかなと思うんですが、その辺あたりはお考えになっていたのか、ちょっとお尋ねしておきたいと思います。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

地元の業者にほとんどを今修繕をお願いしている訳ですけれども。この修繕業務が、普通の通常の時間だけだとよろしんですけれども、これは昼夜を問わずにきているような状況であります。そして、地域を実際限定してというのがあるですけれども。やはり今は、電気で言いましたら電気の当番店ですね、毎月の当番店にその月はお願いをしていると。電気の当番店も当番にあたっているときは待機をさせていただいている状況です。そして水道につきましても、当番店がある訳ですけれども、当番店のほうに時間外についてはお願いしているような状況であります。区域でというような話があった訳ですけど、やはりどうしても24時間対応をするとすると、実際はできないというのもきております。そして指定管理にする中で、こちらの募集の条件としましては、やはり地元の業者を使ってくださいというのが条件として入っております。向うの提案の中にもそういうことが謳ってあります。それと実際この業者が、今現在、県の分を指定管理で受けている訳ですので、実情はどうかのだろうかということで、これも振興局の方に聞いてみたんですけれども、やはり地元の業者の方にほとんどお願いをしているということでございました。

委員 吉永 民治 君

何故それをお聞きしたかというと、この業務内容を見ますと、ほとんどの住宅施設設備関係に関わるものは、南和さんが全部やってらっしゃるんですよ、だから、本当に地元業者を使われるかどうか疑問だと思うんです。また、使われたにしてもやはり経費等の中間マージン等を考えますと、市としてはどうなんでしょうかね、そういったものも何か大きな補修とかなった場合とか、市の負担が出てくるはずなんですけれども、その辺りは考えていかなければならん問題じゃないかなと思うんですが、どうなんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

補修の額につきましては一応50万までを上限と定めております。50万を超えて、緊急を要するものについては協議のうえ行うことができるということになっております。そして中間マージンの話ですけれども、こちらとしてはやはり指定管理料の中で人件費を払っている訳ですから、それに対して中間マージンを取ることは通常出来ないのではないかと、してはならないと考えております。

委員 吉永 民治 君

50万までと補修等については50万までという制限があるということですが、自分ところでなさる、そして人件費云々の問題があると言われても、やはり見積してこれだけかかるんだということを、等を考えましても、それを地元業者にやら

せるということは、或いは逆で見て地元業者いじめになるじゃないかなと、低価格でやれということになるんじゃないかなと、いう機運もあるんですよね、分かります、私の言っていること、例えば南和さんの方では50万かかったとしますよ、しかしこの地元業者にやらした時は、分かりやすく言えば40万円でやってくれと、10万は南和さんの利益になるんだというような、企業としてはそのような考え方をするんじゃないですか、それでも直接この地元業者がやってた場合、また、その中間マージンというのはなくなるんじゃないのかなと私は思うんですけれどね。その辺りはどうなんでしょう。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

例えば南和産業さんが仮に地元の業者に頼むとした場合に、今までが緩やかということではないんですけれども、やはり金額的には厳しい目で見られるのかな、という思いはあります。そして例えば30万で頼んだとしても、支払は南和産業さんからは30万支払った分については、うちは30万しか支払いはしませんので、例えばその30万の中にリベートの上乗せをしない限りは、その操作は出来ないと考えております。こちらの方もその単価につきましては、やはり今までの実績がありますので、それを見比べて例えば非常に高いとか、非常に低いとか言うのについては、やはりどういう理由なのかですね、その辺についてはもうちょっと詰めていく必要があると思います。実際指定管理になった場合ですね。

委員 吉永 民治 君

そういうことは大体分かりましたが、再度お聞きしますけど、やはり区域限定した条件付の募集のあり方というのも考えてよかったんじゃないかなというふうに、地元業者育成というのを考えますとね、あってよかったんじゃないかなと思うんですが、その辺りについてもう一度お考えを聞かせたいと思います。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

現在、こういう形で指定管理に出している訳ですけれども、地元業者の育成という問題につきましては、これから南和産業さんのほうといろいろ協定を結ばれ、協議をする訳ですけれども、もちろんその地元業者を委託してほしいということは、強く申し渡すつもりですけれども、それと今こちらの方にある業者のリストですね、それをこの中から出来れば使って下さいと、言うことで継続してそれは協議をするつもりです。先程も言いましたけれども、県のほうも聞いたら、やはり修繕になった場合に鹿児島から業者を連れてくるというのは、日にちがかかるわけですから、実際はできないと、よほどの計画的な修繕の場合は別ですけれども、一般的な修繕は地元の業者に頼まざるを得ないというふうに聞いております。

委員 宮内 博 君

先ほどの議論にちょっと戻りますけれど、入居者への対応の迅速さという点で優れているという表現は、今の県営住宅等に入居されている方たちへの対応ということで、こういう表現をしたいということだった訳ですけれど、民間の賃貸住宅、アパートやマン

ションですね、そういうものも当然事業としてやっているですよ。霧島市内にも例えば南日ホームなどは店舗を持っていますよね。それでそういったところでの入居者への対応の迅速さ、或いは入居者が安心できる不動産情報、或いは賃貸借の時の対応と、そういうものについてまではこれは調査していないということですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

今回の業務につきましては修繕がほとんど主ということで、こういう賃貸借については、全然、委託の中に含めておりませんので、ただ、その修繕につきましては、今、こちらの方の建築住宅課で考えている案ですけれども、当面の間は、例えば月曜日なら月曜日、一週間の修繕の状況はどうだったのか、入居者の方との対応はどういう問題があったのか、その辺のところはずっとやはり打ち合わせをしていかないといけないだろうと、それが軌道に乗るまでは問題がないまま、今の行っていることよりサービスの低下があってはいけないと思っていますので、うちとしては毎週月曜日に打ち合わせをしたいというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

実は私、相談を受けたことがあるんですよ。南日ホームが経営をしている不動産会社が賃貸借しているアパートに入っていらっしゃった方からの相談を、今年の4月に受けているんですね。それでそれこそ修繕に関することだった訳です。ある方がその借りている物件を家を建てたということで、引越しをなさったと。そしたらその請求書が届きまして、下記物件の補修工事が完了しましたので、精算書をお届けいたしますと、ご査収下さいという精算書が届いているですよ。その金額が17万5,350円なんですよ。それで法外に高いと言うことで相談を受けて、この方は私の前に市の相談窓口の方に行かれて相談もしているんですね。それで修理工事が終わったんで精算をお願いしますと書いてありましたので、どこに住んでいたんですか、案内してくださいということで、そのアパートを見させていただきました。退去した時と全く変わらない、何にも手をつけていない状態で、その部屋がそのままあったんですね。その請求を仲介をしている不動産業者が南日ホーム、エーブルだった訳です。それで検索をしたら、県の住宅の県営住宅の指定管理業者だというふうに、会社案内でも書いてありますよね。それでお聞きをしたら宅建業法による35条の説明も十分にしていなかったと、言うようなことが分かりました。それで実際に壁紙とか、畳とかそのままの状態です。それで改修が終わりましたということで請求している、ということでもありましたので、そのことを申し上げてかなり請求金額が過大だったと言うことを認められて、半分ぐらいの値段で承知してもらったということが、今年あったんですよ。その業者が指定管理に入ってきているということで、おっしゃった評点の中には、南和産業グループの評点が一番高く評価をされているけれども、実際、現実に今やっている現場で、公営住宅ではないけれども、民間住宅の賃貸の物件で、そんなことがありましてですね、市のほうもそれは知っている訳ですよ、相談窓口にいっている訳ですから。その辺を本当に指定するとききちんと諮ったのか

など、いうふうに思うんですけどね。どうですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

その審査の時のちょっと、点数の問題は私のほうで何とも申し上げられないですけども。こちらのほうで仮に修繕した場合に民間とはまた違いますので、こちらは市が定めています負担区分でいきますので、例えば一般的に入居者が入った状態で、例えば壁紙を破ったりとか、何か故意に壊さない限りは、それについての負担を市の方が本人に求めるということは、一般的にない訳ですよ。量とふすまについてはありますけれども、一般的な入退去で本人が何か壊さない限りは、そういう修繕費用を請求するというのは、あまり市の方ではありません。個人負担というのは、壊した分について以外は、まずないというふうに考えております。

委員 宮内 博 君

だから私が言いたいのは、そういう体質を持っているということを言いたい訳ですよ。ですから、この評価のありかたがですね、実際にそこまで地域で実際、営業活動をやっている訳ですので、地元にいるわけですよ、その不動産業者は。ソニーの近くに店舗を持っていますよね。県道北永野田小浜線の沿線に、私直接行きましたから。そういう点をもう少しですね、評点に反映を出来なかったのかなと、そうすると地元の業者が、後はA業者と、B業者は地元の業者だった訳ですから、取れる機会という言うことにも繋がったんじゃないかなというふうにこれは申し上げておきたいと思います。それでもうひとつですね、修繕の業務等が主な業務だけれども、退去の検査まで、これは指定管理の中に出す訳ですよ。書いてありますよね、退去の検査で。それで実際、直接修理を頼んだりというのは、先程の吉永議員とのやり取りの中では、地元業者を使って下さいと、というふうになっているけども、窓口は直接は市の方にはならないわけでしょう。指定管理業者が持っている、そのエーブルの店舗があそこにありますから、そこの方に行って、例えば鍵を取ってきて修理をしてきてくださいとか、直接、市役所の窓口の方に業者の方たちが来る機会とか、いうことは今まではそうしていない、指定管理して時にはそうだろうと思うんですけど。そういったことまで指定管理のほうでやってしまうわけでしょう。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

例えば退去の場合は、まず入居者が退去届をこちらの方に出してまいりますので、こちらの方から指定管理者のほうに退去が出ましたと、いつ頃に出る予定ですから、むこうと連絡を取って退去の検査をしてくださいと、いう事になります。鍵については、こちらは、やはり全部、こちらの方で持っておりますので、鍵については退去がない限り、普通は今でもそうですけど、業者の方に入居者がいるところについては、鍵を渡すということはありませんので、それは入居者のいらっしゃる時に修繕に行っていていただくと、いうことになります。ですから、鍵を渡すのは退去の時だけです、退去をされてから、後の時にだけしか渡すことはないと思います。

委員 宮内 博 君

窓口の方まで、市役所じゃなくて、不動産の方まで行ってくださいと言うことになるんじゃないですかと。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

原則はそうなりますけども、最初、指定管理をした場合に、どうしても市の方に修繕の依頼がくるだろうと、こちらも考えております。そこにつきましては、どういうかたちで移行したほうが一番いいのかですね、やはりこちらの方から、当面の間はつなぐということもあろうかと思えます。ただ、指定管理が決まった時点で、こちらの方としては入居者の方には、例えばこういう業務については、指定管理として南和産業さんがしますと、いうことで電話番号とか、そういうのについては通知をする予定であります。南和産業さんの方も修繕業務についてはこちらに電話して下さいというステッカーを配りたいということが、確か提案書の中に入っていたと思えます。

委員 宮内 博 君

これまでですね、指定管理に出す時の一番、執行部がメリットとっているのが人件費を低く押えることができると、そのことによって、経費の削減が出来るというふうに説明されていますよね。先ほどの冒頭のやり取りの中で、現在、市の職員 2 人を配置しているけれども、当分は 1 人選任で置かなければいけないと、それで受ける側も、指定管理者側は市内の事業者には 3 人配置をして、本部の方に 1 人ということでおっしゃいましたけども。その指定管理の条件の中で、市のほうが出している人件費の条件というのはどういうふうになっているんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

人件費につきましては行革のほうで試算した単価がありますので、それを元に計算をしておりますけども。むこうのほうとしましては、1 人あたりの人件費は大分安いと、いうのを一番大きな原因です。それと実質 3 人ということになりますけど、例えば土日、普通の日を考えますと、2 人で今うちはやっているんですけど、やはり 2 人体制でずーと土日まで乗り切れるかという、現実的には無理だろうというふうにこちらも考えて 3 人という計算をした訳です。

委員 宮内 博 君

ですから単価は行革のほうからは、年収 200 万円以下という指示を出されていますでしょう。今回もそういう対応でやっていくということにしている訳ですね。

建築住宅課住宅G主任主事 竹内 和義 君

こちらでは 3 人体制、それと専門的な知識をもたれている方、ということで一級建築士若しくは二級建築士を配置していただきと条件でもって、単価については平成 22 年度に人事院の方で民間給与の実態調査をしております、その中で高校卒業程度の技術主任の方の単価、平均単価ですが、こちらを参考にしております。ちなみに月額については 34 万 4,253 円。それと同じ程度に高校卒業程度の方ですね、事務係員の方の、こち

らは2名ですが、平均値ではなくて、標準分布上の4分の1までの山登り分布の単価というところですね、真中の山のところをですね、4つに潜っていきますので、そのうちの丁度高くなっていく途中ですね、そこの部分の単価を参考にさせていただきまして、こちらが22万8,283円。なぜ真ん中をとらなかったというんですね、真中の単価が今の鹿児島市内、若しくは県内ですね、単価と比べて高いということで、現実的にもこの単価で高校卒業程度の事務係員の方を雇うということはないということからですね、その手前に、真中の手前にある4分の1の分布のところを参考にさせていただきました。

委員 宮内 博 君

ということは従来言っていた200万円以下ということでの対応は、今回してないということですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

そのとおりでございます。

委員 岡村 一二三 君

私のほうから2、3。まずですね、冒頭に宮内委員のほうから質疑があったわけですが、この南和産業グループの設立年月日が、51ページで23年9月と示されているんですが、この件について質疑があったようです。私が持っている資料では、設立年月日は平成21年10月となっているんですが、どこがどう違うんでしょうかね。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

この21年というのが、県営住宅の指定管理を募集した時期に設立をした年月日でございます。そして23年9月というのは、こちらのほうがグループで設立をして応募ができますよという、それに則って再度、この霧島市に対して23年9月に発足さしたと考えております。

委員 岡村 一二三 君

ちょっと分りづらいですが、先般、私、指定申請書を資料請求でいただいているんですが、これをみる限りでは南和産業グループは21年10月設立しましたよと。そしてその別のほうで、川畑さんですね、株式会社南和産業は設立が昭和54年11月となっていますね。南和産業グループが21年10月、そして南日ホームが平成4年10月、南生建設が23年5月、こっちの方は後の方は設立年月日が合うんですよね。これだけがどうしても合わないんですよね。だから、今の説明では理解しづらいのもう一回お願いしたいんですが。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

募集要項の中ですけど、その中に複数の法人による申請ということで、複数のサービスの向上、又は効率的運用を諮るうえで必要な場合は、複数の法人等が共同して申請することができますという欄があるんですけども、これでむこうのほう元々、企業グループであったものが霧島市に進出するために新たに結成して出したと3社がですね。例えばその中で、2社だと2社が結成してだすということもあるんですけども、やはり

3社がそのまま出したということになって、その23年の9月というふうに、うちは募集を開始した時期になる訳ですけど、それに合わせて霧島市向けに作ったということになります。

委員 岡村 一二三 君

これにそうこだわる必要はないと思いますけれども、23年9月9日に今回の指定管理者の指定申請書を出されていることは確認できますよ。申請日ではないんですか。今、おっしゃるのは。このいただいた資料要求でいただいた書類を見ると、23年9月9日に受け付けていますよね、市役所が、申請書が9月9日になっていて、そして受付が9月9日ですよ。だから、設立年月日と申請年月日は違うんじゃないでしかと私、お尋ねしたいのですけれど。

委員長 池田 綱雄 君

しばらく休憩します。

【休憩 1時49分】

【休憩 1時50分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

確かに9月9日に受付をしているのですが、霧島市の方に対しては、この事業体事は、南和産業という、たまたま名前が同じで出してきた訳ですけども、むこうからは9月9日に設立という形で書類は出てきている訳です。先ほども申しましたように、3社が実際作ったのは21年に作っている訳ですけども、霧島市に対しては、また同じ3社できたんですけども、申請の中では霧島市に対しては、このために同じようにまた設立をしましたと、グループを、指定管理を受けるために新たに作りましたと、言うことでこちらの方の設立が23年の9月というふうに解釈した訳です。

委員 岡村 一二三 君

だから、この資料要求でいただいたこれには、23年9月9日現在、申請者概要で設立年月日は21年10月出てくるから、あえて聞いているわけで、9月9日にこの企業体で設立をした日とは受取らないから、聞いている訳です。9月9日現在で申請者の概要がでてくるじゃないですか、そしてその中で、設立年月日は南和産業グループの設立年月日は21年10月と、概要に出てきているじゃないですか。後もう一点、他も申請者概要で付いていますよ。南和産業も23年9月9日現在で、全て申請日に現在日を書いてある訳です。私が理解できないから聞いているわけで。

委員長 池田 綱雄 君

しばらく休憩します。

【休憩 1時53分】

【休憩 2時00分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

51 ページの組織及び実績につきまして、設立年月日を鹿児島県の指定管理に申請したの日の21年に提案を変更したいと思います。

委員 岡村 一二三 君

次にですね、この申請者が出された施設の効用効果というのがあるんですが、私に配布されていらっしゃるのでも分お持ちだろうと思いますが、日にちは打ってないですけど施設の効用効果、7ページぐらいになると、ここの上のほう、上段のほうよりも下になるんですが、遊具点検の項があるんですよ、遊具点検、これに市営住宅遊具点検マニュアル及び都市公園における遊具の安全確保に関する指針に基づき年2回の点検を行いますというふうにされています。次の次のページにはやはり遊具が入っているんですが、年度はじめに管理対象になっている全棟の法定点検、高い木の選定などの年間計画などを立てて確実に実施しますということなんだけど、年2回の分と年度始めの分と、どうもそぐわないと思うんだけど、それと遊具の安全確保を年2回で事が足りるのか、その辺をどのように判断してらっしゃったのか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

遊具点検につきましては、こちらのむこうのほうに出しました仕様書では年4回をお願いしております。ですから年2回ではなくてうちのほうとしては4回お願いしたいというふうに考えております。2回ではもう足りないというふうに判断しております。

委員 岡村 一二三 君

あくまでもこれは申請者が言われた分ですので、執行部のほうで年2回では足りないから4回というふうに指摘をされたということであれば、その分は理解したいと思います。あと、先ほども同僚委員から質疑もあったんですが、この地元業者の観点でいろいろ質疑をされた、管理経費の縮減ということを言われたんだろうと思いますけれども、地元業者をと。提案としては、管理経費の縮減ということで、提案としては2社以上の地元業者から見積書を徴収し、その内容を精査して安くて高品質な仕上げになるように業者へは発注いたしますという提案なんですけど、現実的に、建設部長、こういったことができるのか、できないのか。実際公共事業を発注されていらっしゃる観点から、提案どおり物が運ぶと理解されていらっしゃるのか。

建設部長 篠原 明博 君

今おっしゃいますように2社以上から見積書を徴収し、その内容を精査して安くて高品質な仕上げになるよう業者へ発注いたしますというような文章がございます。この地元業者の、例えば育成といいますか、今までこういった住宅については市内の中小企業の方々に精いっぱい今までもやってきている経緯もございます。私どものその今回の公募の条件の中にもこういった修繕についてはなるべく地元を使うという大前提のもと

に公募をいたしておりますので、そういったものは常にそういった指定管理をされる中で、我々も十分それらを精査をして、指定管理者には伝えて、あるいは指導をお願いしていくというふうに考えております。この提案の中で、安くて高品質、一つの大きな文章で書いてございますけれども、そこは我々も中で精査する中で、地元業者に対してそういった安くてという議論もできる範囲内と、やはり最小限地元が精いっぱいやれるものについては厳しく我々もチェック体制をして、そういった地元業者になるべくしてもらおうというものを励行を遂行していただくように十分チェック体制はするつもりでおります。

委員 岡村 一二三 君

あと最後に、この収支予算書、収支内訳書が3年間分出されているんですが、最初の年は事務費が通信運搬費の分がシステム用のパソコン及びプリンター設置費用を含んで44万6,000円ですよというふうで、それぞれあと消耗品費、印刷製本費、光熱水費、手数料、それぞれ掲げてあるんですが、この通信運搬費のパソコンは初年度だけなので分かりますが、あと2年目、3年目に初年度よりも消耗品が3年目で3円下がったり、印刷製本費が63円が51円になったり、光熱水費が111円が107円になったり、通信運搬費が54円が53円になったり、下がってきているんですが、これらについて事業者にはこの件について説明は受けられなかったのか。1円ずつ下がってきたり、事務費がですよ。その根拠はどのような積算を持って示されているのか。尋ねられたのかどうか、お尋ねしておきたい。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

ここの細かい数字が減少しているというのは把握はしていたんですけど、そこまで細かく問い合わせしておりません。

委員 吉永 民治 君

関連してですが、3年間で1,100万円の経費削減になるというふうに先ほどご説明があったわけですね。これを年間にそれぞれ分けてご説明いただきたいと思うんです。それで、市のほうで管理しているとき、経費が大体年間どれくらいかかったのか。そして、委託した場合、経費は年間どのくらいかかるのかということで、その差額が1,100万円だというふうに思うんですけれども、ちょっとそのあたりをご説明願えますか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

こちらのほうで修繕料とかいろいろなもろもろですけれども、22年度、21年度の平均をとっております。その額に対しまして5%とりあえずカットをした額で1回向こうのほうに提示をしておりますので、そこで大体440万円くらい減っております、年間です。そして、こちらから提示した額の中からまた向こうのほうで、今度は人件費、事務費、ここのところで初年度で341万6,000円減っております。2年度が382万9,000円、次は384万2,000円ということで、南和産業さん自体で削ったのが1,008万7,000円ということで、こちらのほうで提示をしたのが別に1,200万円くらいあるということ

で、最終的には2,300万円くらいの減額になっております。3年間でなります。もともと市が計算をするときに最終的に積み上げた額から5%をカットした額で向こうのほうに基準価格として提示をしておりますので、そこで400万円ちょっとですけれどもそれが3年分で1,200万円ということになります。そして、こちらの提示基準価格から向こうが提示した額が3年間で1,100万円、ですから2,300万円くらいの減額になっております。

委員 吉永 民治 君

ちょっと分かったような分からないようなところがあるんですが、じゃあ3年間で積み上げたその建設部のほうで積み上げた総額、そして向こうが示した総額、これだけちょっと教えてください。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

こちらのほうが提示をした額は3年間分で2億5,330万5,000円です。向こうのほうから提示がありました額が2億4,221万8,000円です。

委員 岡村 一二三 君

あと一点でした。この申請社は4社でこの指定管理を受けようとしていらっしゃると思うんですが、4社で合弁ですね。そうしたときにこの支出欄、管理運営費の中を見ると人件費があります。それぞれ職員A、Bとか総括責任者、1,191万円ということで人件費が掲げてあるんですが、これだけの会社が指定管理を受けて、また管理費を委託料を計上されていらっしゃるんですけど、申請者の説明ではこの委託料はどこに委託をするためなのか。その辺は確認されていらっしゃるんですか。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

管理費の委託料ですけれども、この委託料はこちらのほうはもともと委託料として計上している分で、水槽委託、それとエレベーターの点検ですね。それと受水槽、高架水槽の清掃委託、植栽の伐採の委託、そういうもろもろの分の委託がこれだけということです。

委員 岡村 一二三 君

このですよ、例えば貯水槽とかいろいろおっしゃいましたけど、この申請者の中で南和産業さんは主な実績で業務内容で貯水槽の清掃業務とかいろんな業務をしていらっしゃるわけだから、これをあえてどこに委託をされるのかということも考えたものから質疑したんですが。

建築住宅課長 矢野 昌幸 君

南和産業さんは清掃委託をされております。市のほうでも入札の中で何度かされてはおります。この今うちのほうで把握しているこの金額が落札価格、入札を行って契約をしているわけですけど、それで南和産業さんがされるのか、下請けで頼まれるのか、ちょっとそこはまだ把握はしておりませんが、大分こちらのほうとしては今安い価格で落札していただいているものですから、どっちでされるのかなというふうにこちら

も考えているところでございます。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。「なし」と言う声あり) ないようですので、これで質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

【休憩 2時17分】

【休憩 2時30分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引き続き会議を開きます。これより自由討議に入ります。陳情第2号、永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書について討議に入ります。討議はありませんか。

委員 宮内 博 君

昨日事業者から意見聴取もいたしました。その前に現地も見させていただいたんですが、事業者の当初の説明では、稀に見る豪雨によって災害が起きたんだと、ゴルフ場に起因するものではないというふうにおっしゃっていましたが、あとでのこのやり取りの中で、すべて何もなかったということではなくてというようなことをご本人が、社長自らがおっしゃって、それで共通の認識ととにかく立てる部分はどういうことなのかということで、私のほうでも申し上げて、とにかく災害の原因の一部にはゴルフ場の防災施設の不備があったということはお認めになったわけですね。それで、住民側も一部はやはりゴルフ場の防災施設の不備があるんじゃないかというふうに指摘をしているわけでありまして、ですから両者が同じ認識に立ったという点では大きな前進だったんじゃないのかなと。同時に補償交渉についても事業者が応じる用意があるというふう述べている点も私は大きな前進だと思うんですよ。ですから、陳情書そのものは環境保全協定書の第9条第3項に基づく補償交渉を株式会社キリシマと霧島市、この協定書を結んだ当事者がしっかり行うように議会としても求めるべきだという内容のものでありますから、この陳情書そのものを、やはりこれまで継続として扱われてきたんだけど、私は採決できる、採択できるそういう環境が一つは整ったんじゃないのかなと、そんなふう思ったところでした。吉永委員からはいやそうじゃないという意見がありましたけど、私はそういうふうに感じましたので、その点についてまた論議をいただければと思います。

委員 吉永 民治 君

この点については確かにそのゴルフ場建設地の中の調整池については私も何回も見せておりますけれども、これではいかんなど、欠点、欠陥があるなということは私も認識しております。しかし、これが即今回の去年の7月1日の災害にすべての意味でつながるかという、これを立証するのが私は難しいと思うんです。というのは、当日の雨量、県の想定した時間雨量75mm、これをはるかに超えた126mmという雨があの地域に広い範囲で降っているわけですね。そして、その影響で手籠川に限らず曾於市あるいは隣の

都城市等でも、またあの手籠川に限らず霧島市内においてもかなりの被害が出ているということで、これは皆さんも現場等をご覧になって認識されているはずです。だから、流量等の計算といたしますか、そういったところもまだ科学的に明らかにされていない時点ですべて調整池の、たとえ一部という表現であっても原因の一端であるということとはなかなか立証できないところだと私は思います。そういう意味ではこの災害については国及び県、この査定の中で、要するに災害救助法に基づく査定の中で激特の認定を受けているわけですから、もしこれを自然災害でなく人災という意味合いの表決といたしますか、我々が意思表示してしまえば根底からこの査定を覆すということになりますので、国がやってくれた一億数千万円の事業、災害復旧工事については場合によっては返納という事態も覚悟しなければならないわけですね。だから、立証が難しい中でそれをしていいかという問題があります。だから、私はそういう意味で、この当事者として補償問題に参加すると、テーブルにつけということについては私は納得できないというふうに思います。だから、その後の、今後の今からの議事の進め方の中で採決しなければならないわけですが、そういう意味合いも込めて皆さんに適正なご判断をいただければというふうに思うところでございます。

委員 岡村 一二三 君

昨日の参考人の話を聞きますと、責任の一端はあるというような事業者の話もありました。いわゆる補償交渉については参加する意思はあると私は聞き受けたわけなんです、総体的に。陳情者は行政に対して指導をしていただくという陳情書です。この陳情書を出されていることについては相対ではできないから市がそこに入って、いわゆる水利組合が直接業者側に補償交渉を申し入れることはできないから市が中間的立場に立って、中に入ってくださいというのが陳情の趣旨だろうと思います。したがって、第三者である市が中に入ってそれなりに意見を聞いて、両者の意見を聞きながら、いわゆる仲立ちと申しますか、そういった仕事をしてやらないと、この問題は片付かない案件だろうと思います。昨日も陳情者の方は相対でできないからお願いしているというような発言もされていらっしゃると思いますので、事業者のほうはもう話し合いに応ずる意思があると明言されていらっしゃると思いますので、私はもうこの陳情書については市がどうしても面倒をみてあげないといけないという観点から、本件については採決をしてもいいと思うところであります。

委員 徳田 和昭 君

水利組合のほうからは地域住民、事業者、そして市との三者協議の場を設けてほしいということであったわけですが、昨日の審査の中で事業者のほうはこちらから要求されてではなくて、自分の意思でその協議の場につく気持ちがあるというふうにお答えになっております。それで、その三者協議の場というのは設定されるわけですので、それについては陳情の趣旨というのは達成されたのではないかというふうに思っております。そして、またこれまで継続になっていた経緯といたしまして県の動向を見ながらという

ことがありましたが、これにつきましても5月末の期限を切った3項目についての通告がなされておりますので、県の動向というのはこれではっきりしたというふうには私思っております。ですから、やはり本日採決するのが妥当であるというふうには私思います。

委員 蔵原 勇 君

私は、昨日、今4名の方からお話があったわけですがけれども、陳情人あるいは参考人にお話を聞いた中で、私は吉永委員がおっしゃったのがどうなのかなと、いいのかなと思えます。その理由というものは、事業者もいわば前向きな、これまでの懸案事項であったこの継続審査だったわけですがけれども、相当歩み寄りと申しましょうか、陳情者に対してのですね。しかし、補償問題というのに参加するには吉永委員も昨日おっしゃったように全面的にゴルフ場からのあれではなくて、一部起因するゴルフ場からのものではないかということでお認めておられるわけですので、その部分を考えてみますと、例えば農地交渉、農作物の被害については縷々お話もあった中で、切り離してと言いましょうか、1億4,000万円の公共工事についてはもう既に済んでいるわけですがけれども、この農地の農地復元という形で重機借り上げ等々をお金がかかったというこの水利組合の皆さん方が苦痛を訴えておられるようにも受けたわけですがけれども、ですから今回の趣旨、あるいは採択というのについてはもうちょっと慎重な判断がいいのかなと思えます。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。しばらく休憩いたします。

【休憩 2時44分】

【休憩 3時23分】

委員長 池田 綱雄 君

再開いたします。陳情第2号については21日午後1時ということで延会をいたします。次に、議案第77号、霧島市景観条例の制定について、討議に入ります。討議はありませんか。

委員 宮内 博 君

今日、数十ページの資料が示されて、それでお目通しをくださいということで示されて、初めてこの計画案についてはこの委員会の席上で私どもも目にしたわけで、求めなければこの説明もほとんどしなかったというですね。求めに応じて説明をしましたがけれども、かなり内容的にはまだ相当議論をしなければいけないのが含まれているというふうに思うんですね。ですから、それをすぐに結論を出さないというのは無理がありますので、私はそう思うんですけれども。ですから、もっと調査をする必要があるというふうに思いますし、時間的に必要ではないのかなというふうに思うんですけれども、皆さん、どんなにお考えでしょうか。

委員 徳田 和昭 君

確かに先ほど提案されて、時間がなくて慌てたわけですが、今陳情第2号を21日まで延会したこともありますし、そこまでそれぞれの資料に目を通したり、自分でできる範囲の調査をして、そして21日に採決をしていただくというふうをお願いしたいんですが。

委員 岡村 一二三 君

議案第77号の景観条例の制定については、本日執行部から景観計画案、法律の関係、いただいて、それぞれ質疑もしましたが、この当委員会に付託されたことではありますけれども、是非を判断できませんので、良いか悪いかもですね。私は~~継続調査の申し出をしていただいて、途中で閉会中の継続調査の申し入れをしていただいて、途中で所管事務調査等をしながら最終判断をさせていただきたいと思うところ~~であります。

委員 吉永 民治 君

今皆さんが言われましたとおり、この景観条例についてはあまりにも唐突な感じがしますよね。審査直前に資料等も配付されて、これでは中身について十分な協議が、議論ができない、審査ができないということでございますので、やはり継続して時間を持って、余裕を持って議論したうえで結論を出すのが本筋であると思いますので、私としても継続をお願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。(「なし」との声あり) これで討議を終わります。次に、議案第78号、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法について、討議に入ります。討議はありませんか。

委員 徳田 和昭 君

この住居表示につきましては、先ほど説明がありましたとおり住民も、また配達業者等も大変困っておりますので、一日も早い住居表示をしていただくために、やはり今日採決をするべきだというふうに思います。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。(「なし」との声あり) これで討議を終わります。次に、議案第75号、霧島市道路占用料徴収条例の一部改正について、討議に入ります。討議はありませんか。(「なし」との声あり) なしと認めます。これで討議を終わります。次に、議案第83号、指定管理者の指定について「福島八軒住宅 外 65 住宅」について、討議に入ります。討議はありませんか。

委員 宮内 博 君

この指定管理は鹿児島市にある業者に委託をすると、指定をするという問題がやはりありますよね。それで、全体の市営住宅の67%くらいを占める戸数を指定をするということでありまして、ここに入居されていらっしゃる方たちにも大変大きな影響を及ぼすというふうに思いますので、その点で一つ問題があるのは私具体的な例を申し上げて、この業者で本当にいいんですかということをお願いいたします。

その評点結果では787点ということで、最も高い点数を取っているんだけど、その理由として入居者に対して非常に迅速な対応をして優れているというふうに言っているんだけど、同じ業者がその霧島市内で民間のアパート、マンションなどを賃貸借しているところから苦情も寄せられていると、具体的にこの業者がですね。そういう点でやはり信頼に値するのかなという点で私は大きな疑問を持っております。

委員 吉永 民治 君

基本的には私、市外の業者に指定管理で委託するというのは疑問を感じております。また、先ほど宮内委員のほうからありましたように、業者の体質というのも本当に審査会が把握しているのかなという危惧もありますし、やはり一番の理由としては市内の業者を育成という意味でも市外の業者に頼らずやるべきではないかな、市内の業者に任せるべきではないかなというふうに考えるところでございます。こういう応札してくる業者の体質調査とか、それをもっと、ただ書面上の判断に限らずもっと調査しておく必要があるのではないかなというふうに、今後のトラブル解消のためにも調査しておく必要があるというふうに思いますので、今回この件についてはちょっと慎重な態度で臨むべきであるなというふうに思います。

委員 岡村 一二三 君

この議案第83号の指定管理者の指定についてはそれぞれ審査の中で質疑も行われました。提案されている事業者の体質の関係、それと色々な市内の2業者が選定から外されていると。市外の業者が選定されることに点数は上がっているんですが、指定管理者制度にかかわる選定委員の皆さんに対して市当局は会議録を見えますと、それらの問題点、色々な問題点は委員の皆さんにはお話もされていないわけですので、果たして、これですべてなんですが、指定管理者制度にかかわる指定というのが妥当であろうかと。本件については特に市のパートナーとしてどうなのかと疑問を私抱いているところであります。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。(「なし」との声あり)これで自由討議を終わります。それでは、これより議案処理に入ります。まず、議案第77号の霧島市景観条例の制定についての討論に入りますが、その前にただいま自由討議の中で二つの意見があったように思います。一つは21日の採決にしたらというのと閉会中の継続審査にしたらという二つの意見があったようでございます。まず、1点目の21日に採決したらということで採決をしたいと思いますが、21日に採決することに同意の方はご起立を願います。

[賛成者起立]

賛成者2名ということで、この件については否決になりました。次に、もう一点の閉会中の継続審査について採決をいたします。閉会中の継続審査でよろしいという人はご起立を願います。

[賛成者起立]

起立者5名、賛成多数でございますので、議案第77号については継続審査として決定いたしました。次に、議案第78号、住居表示を実施する市街地の区域及び当該区域における住居表示の方法についての討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」との声あり）なしと認めます。採決します。議案第78号については原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。（「異議なし」と言う声あり）ご異議なしと認めます。したがって、議案第78号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第75号、霧島市道路占用料徴収条例の一部改正についての討論に入ります。討論はありませんか。（「なし」との声あり）討論なしと認めます。採決します。議案第75号については原案のとおり可決すべきものと決定することにご異議ありませんか。（「異議なし」と言う声あり）ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第83号、指定管理者の指定について（福島八軒住宅 外65住宅）の討論に入ります。討論はありませんか。

委員 宮内 博 君

今回提案をされております議案第83号、指定管理者の指定について反対であります。その理由は二つあります。一つは口述の中でも述べられておりますけれども、公営住宅は市民の福祉増進を図ることを目的として建設をされております。これをこの民間業者に委ねるという点で、一つは大きな問題があるのではないかというふうに思うからです。今回の指定は霧島市内のすべての公営住宅の約67%を指定をしようとするものでありまして、しかも鹿児島市内の業者がこれを担うということになっております。この業者の件について、選定の結果、最も評点が高かったということですが、その理由として入居者の対応の迅速さが優れているとしているわけでありまして、今回の指定業者が管理をしております霧島市内の民間アパートの賃貸借の中で多額の退居費用が入居者に請求をされまして、とても支払うことができないということで、私も相談を受けて、その交渉に臨んだことがあります。こういう業者が指定管理を受けるといことになりまして、やはりその体質を持っているわけですので、入居者にとっては大変不安ではないのかなと、そんなふうに思うわけです。そんな経過からいたしましてもやはり選定のあり方に問題があるのではないかというふうに思うわけです。これまで相談を受けました経過などを踏まえまして、指定業者としてはふさわしくないということ、その二つ目の反対の理由にしたいと思います。

委員長 池田 綱雄 君

ほかにありませんか。（「なし」との声あり）討論を終わります。採決します。議案第83号については原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者ゼロ、賛成少数と認めます。したがって、議案第83号は否決すべきものと決定しました。以上で本日の日程はすべて終了しますが、次の委員会は21日午後1時か

ら陳情第2号について審査をいたします。これで建設水道常任委員会を散会いたします。

【散会 午後 3時40分】

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成23年12月21日（水） 午後1時00分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	池田 綱雄 君	副委員長	細山田 為重 君
委員	徳田 和昭 君	委員	宮内 博 君
委員	蔵原 勇 君	委員	吉永 民治 君
委員	岡村 一二三 君	委員	厚地 覺 君

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4 委員外議員の出席は次のとおりである。

委員 宮本 明彦 君

5 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

陳述人 小濱 公志 君 陳述人 中村 満雄 君

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

7 本委員会の付託案件は次のとおりである。

陳情第2号 永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書

8 本委員会の概要は次のとおりである。

【開会 午後1時00分】

委員長 池田 綱雄 君

本日の会議はお手元にお配りしています会次第のとおりでよろしいですか。（「異議なし」との声あり）ただ今より建設水道常任委員会を開会します。本日の会議は継続審査となっております、陳情第2号永水地区水害について環境保全協定書に基づく協議を求める陳情書について、陳述人より答弁の訂正を求められましたので開会するものです。陳述人の答弁を求めます。

陳述人 小濱 公志 君

今までの私たちの答弁で災害復旧費用の1億4,200万円も補償協議の対象としておりましたが、災害復旧費用については、補償協議の対象にしないことに訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

ただ今陳述人からの答弁が終わりました。ただ今の答弁に対する質疑を行ないます。質疑はありませんか。

委員 厚地 覺 君

会議録の確認をさせていただきますけど。損害額は米919俵、643万3,000円。共済金額が573万1,320円。農地被害復旧費用が32万4,000円とありますけれどもこのとおり相違ございませんでしょうか。

陳述人 小濱 公志 君

金額については相違ございません。補償交渉の上限は米の未収穫分、農地被害復旧費用の合計 675 万 7,000 円と認識しております。

委員 徳田 和昭 君

先ほど補償交渉については農地災害復旧費用だけに留めるというふうにお答えいただきましたが、私の補償交渉については行政が責任割を決める権限は無いと考えておまして、同様のお考えでその分は外されたというふうに認識してよろしいでしょうか。

陳述人 小濱 公志 君

私どももそのとおりだと思います。しかしながら住民は何も分かりませんので、行政の助言をいただきながら決める事になっていこうかと思えます。補償交渉が成立することで私たちの陳情の目的は達成されますので、陳情 2 号は終了といたします。

委員 吉永 民治 君

災害復旧についての 1 億 4,200 万、公共災害といいますかね、農地災害あるいは河川災害等含めての、これについては求めないと。そして、農業災害補償だけといいますかね、米と負担分といいますかね、に限るとご説明があったわけですね。ただお使いになっている言葉が、やはり損害補償、9 条に基づく補償ということを申されているわけですが、この陳情書にこれが明確に明記されている以上、結局これが自然災害でなく、人為災害であるということになるかと思うんですけど。そのあたりのことを含めて皆さん今、ご答弁なさいましたように。であればこの文を外した形での陳情書といいますかね、あるいは要望書といいますか、要望書という形にはできないのかな。要するにこの現在陳情第 2 号というのを取り下げるといことはお考えになっていないのかだけ確認させていただきます。

陳述人 中村 満雄 君

環境保全協定書の 9 条では、住民が直接事業者の方と補償協議をするというふうには読めませんので、そこで議会の方に陳情書をあげたといういきさつがございます。

委員 宮内 博 君

今のお話ですが、今回の陳情書を出した最も基本にあるのは環境保全協定書の第 9 条の中に明記してある被害補償等ということで、災害の起こった場合、あるいはその被害を受けた場合にそれがその原因が想定される場合には補償を行なうということが盛り込まれているという点で陳情書にもそのことを明記したということの理解でよろしいんでは。

陳述人 中村 満雄 君

そのとおりでございます。協定書の 9 条には、責任が推定される場合にはということと、その責任の有無に関わらずという記載がございましたので、それを前提に陳情書を提出いたしました。

委員長 池田 綱雄 君

外にありませんか。「なし」という声あり) ないようですのでこれで陳述人への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

【休憩 午後1時10分】

【休憩 午後1時11分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。陳情第2号永水地区水害について環境保全協定書に基づき協議を求める陳情書について自由討議を行います。討議はありませんか。

委員 宮内 博 君

これまで前建設水道委員会からですね、私どもは継続になったことで、新しく構成されました今のこの建設水道委員会で、この陳情書について議論をしてきたとこでありますけれども。この間の旧建設水道委員会の中での議論を見てみましてもですね。それから先日直々に社長においでをいただいて、事業者の責任者という立場でですねお話を聞きをしたところでも100%無過失だというふうには思っていないと。それなりの過失はあるということでの認識があるということも、これは共通の認識に立つことができたんじゃないのかなというふうに思うんですね。以前の議事録のなかにもそういったことを発言されている箇所が、何箇所か見られるようです。それで先日の事業責任者をお呼びしてですね、そのへんのところの確認が改めて、この新しい委員会でもできたわけでありまして、この陳情書の中に盛り込まれている事項は、今後の補償交渉によって達成できるというふうに思いますから。災害からもう1年以上経過をしているわけでありまして、翌年に繰り越すということがないようにですね本委員会で採択をすべきだということを私は強調したいとおもいます。

委員長 池田 綱雄 君

委員にお願いをいたします。先日の委員会で、自由討議の中で、何名か言っておられます。今もほとんど同じような意見だったと思いますが、できるだけ前回自由討議の分は控えていただきたいと。新しい自由討議をしていただきたいと。よろしくお願ひします。

委員 岡村 一二三 君

前回の自由討議を控えてくださいということですが。前回の自由討議の中で、本日、21日、当委員会に陳情者の方をここにお招きして、会議録の中で、先ほど小濱陳述人申された件について確認をしたいということで今日きていただいて。その分については前回の発言を撤回されたわけですので、よって我われの調査については本日採決を取れば事は足りると私は認識していますので、皆さんにそのことをおはかり下さい。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。「なし」との声あり) ないようですので以上で自由討議を終了します。次に討論はございませんか。

委員 吉永 民治 君

前回でも申し上げたんですが、自由討議のなかでもですね。これを陳情書を採択するという事は、この災害が自然災害でなく、人為的な災害であるということ認めるということになりますので。そうしますとこの災害復旧について既に終わっている部分、あと1,200万ほど残っている部分もありますが。これがすべて人為的なものとして見直ししなければならないということになりますと、国庫補助等で復旧した部分、これについても全て含まれてくる、対象になるというふうに思います。というのは第9条。環境保全協定書の第9条をお示しになった陳情書を出されておりますが、この第9条の3項をみますと、調査の結果これらの原因がゴルフ場に起因すると推定される場合には、乙は故意または過失の有無に関わらず誠意を持ってその被害補償。というふうにつきりうたっておりますね。この協定書には。ということには要するに人為的なものとして認めない限りはこの補償交渉はできないということになります。ですから補償交渉をすることは、人為的なものとして認めるということになりますので、先ほど言いましたように、災害復旧についての国庫補助等に大きな影響が出てくるということになります。これをどういうふうに負担していくのかということになりますけど。前回も申し上げましたが、雨量計算等、その流域の雨量計算とも正確にされていない状況の中で、人為的な災害として特定することはできないというふうに私は思いますので、この陳情書は先ほど確認をさせていただきましたが取り下げる気持ちもないということであれば、不採択する以外にないというふうに私は考えます。以上を申し上げて反対討論とします。

委員 宮内 博 君

私は本陳情書に賛成の立場から討論に参加をしたいと思います。本陳情書は昨年7月3日の災害の一因に、本来であれば整備されているべきゴルフ場の防災施設が未整備のまま長期に放置されていたことがあるとして、ゴルフ場開発業者と当時の霧島町とで締結をされました、環境保全協定書第9条3項に基づく被害の補償につきまして、補償交渉を行うよう霧島市行政に対して指導することを求めて提出をされております。先の豪雨災害から1年以上が経過をいたしまして、陳情書提出から10ヶ月が過ぎている中であります。本陳情書をこれ以上継続して結論を先送りするということは、被害を受けました地域住民の皆さんの状況を考える時に、容認できないと思います。同時にこの間の委員会によります調査や三者協議、歴史的な経過から見えてきましたのは、業者が開発にあたりまして最優先して完成させることが義務付けられている、防災機能をもつ調整池が未完成であったこと、大量の土砂が堆積をしてその防災機能にも大きな問題があったということでございます。防災施設の早期完成は地域で生活する住民の皆さんの切なる願いであります。事業者は10月29日の始良伊佐振興局への回答で、完成させることは困難としています。県は11月28日付けの通知で、調整池の計画容量確保のための土砂の全面排除を来年5月末までに行うこと。調整池の早期完成を通知しております。これらの一連の措置は事業者にも責任があったことを裏付けることのできる動きでございます。また先日の事業者に対する当委員会での質疑でも社長自ら責任の一端はある

とされ、補償交渉に応じる準備はあると回答をされております。環境保全協定書第9条は災害に対して調査の結果、これらの原因がゴルフ場に起因すると推定される場合は、誠意を持って被害補償その他の適切な措置を講ずるものとしています。陳情書はその補償交渉を行うよう行政に求めることを要求しておりまして、環境保全協定書を遵守する上からも当然の要求であると考えられるものであります。以上本陳情書に対して賛成であるということを明確にいたしまして討論といたします。

委員 岡村 一二三 君

反対討論がなければ、賛成討論を簡単にさせていただきます。本件陳情書については開発事業者も霧島市に中に入ってほしいということは述べられているわけです。そしてこのゴルフ場に関わる林地開発許可の関係についても、鹿児島県はこれまで指導をしてくております。そうした中で調整池の土砂については、県が除去の指導も、先般委員会でやったというのが報道もなされています。したがってどこにどの程度の原因があって被害が起きたのか、今後事業者と陳情者と市が中に入って議論する中で新たな方策が見出されてくると思っていますので、本件陳情書については私は賛成の立場で討論とします。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。無いようですので採決をします。陳情第2号については採択すべきものとするに賛成の方のご起立を願います。起立者5名。賛成多数。したがって陳情第2号は採択すべきものとするに決定しました。ここでしばらく休憩します。

【休憩 午後1時23分】

【休憩 午後1時28分】

委員長 池田 綱雄 君

会議を再開します。次に委員長報告に何か付け加える点はありませんか。

委員 徳田 和昭 君

私どものこの委員会は今月の2日の構成されたばかりでありまして。前構成の委員会から審査を引き継いできたという経緯があります。その中で一番大きな争点となっていたのは、この災害復旧費用1億4,200万円の補償協議を対象にするかどうかという問題だったというふうに私は認識をしております。ですから今日の審査の中で陳情者の方は、これについての補償交渉は行政が責任割合を決めるべきものでもないですので外しますということをきちんと言ってくれましたので。その上で我われは結論を出しました。それが結論を出すにいたった一番大きな要因だと思いますので、それはきちんと明記していただくようお願いいたします。

委員長 池田 綱雄 君

他にありませんか。「なし」という声あり)なしと認めます。おはかりします。本日の委員会報告書及び委員長報告書の調整については委員長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。「なし」という声あり)ご異議なしと認めます。従ってそのよ

うに決定いたしました。次に閉会中の所管事務調査については項目を建設行政について及び水道行政についてとし、提出しておくということによろしいでしょうか。

委員 宮内 博 君

すみませんそれに下水道も加えてもらえないでしょうか。

委員長 池田 綱雄 君

わかりました。それでは建設行政についてと水道行政について、下水道事業についてを提出しておくということによろしいでしょうか。他にありませんか。（「なし」という声あり）なければ以上で本日の日程は全て終了しました。ここでしばらく休憩します。

【休憩 午後1時30分】

【休憩 午後4時30分】

委員長 池田 綱雄 君

休憩前に引続き会議を開きます。これで建設水道常任委員会を閉会いたします。

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 君